

平成18年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第4号

平成18年9月12日(火曜日)

議事日程第4号

平成18年9月12日(火曜日)

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

応招議員 29名

出席議員 28名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	笠原幸江君	4番	渡辺重雄君
5番	中村実君	6番	平野久樹君
7番	五十嵐哲夫君	8番	田原実君
10番	松尾徹郎君	11番	保坂良一君
12番	高澤公君	13番	倉又稔君
14番	久保田長門君	15番	大滝豊君
16番	斉藤伸一君	17番	伊藤博文君
18番	伊井澤一郎君	19番	鈴木文勢子君
20番	猪又好郎君	21番	古畑浩一君
22番	五十嵐健一郎君	23番	山田悟君
24番	池亀宇太郎君	25番	大矢弘君
26番	畑野久一君	27番	野本信行君
29番	新保峰孝君	30番	松田昇君

欠席議員 1名

28番 関原一郎君

+

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	助	役	栗林	雅博	君
収	入	倉又	孝好	君	総務企画部長		野本	忠一郎	君
市民生活部	部長	小林	清吾	君	建設産業部長		渡辺	和夫	君
総務企画部	次長	本間	政一	君	企画財政課長		織田	義夫	君
総務課	課長								
能生事務所	所長	小林		忠	君	青海事務所長	山崎	利行	君
市民課	課長	田上	正一	君	福祉事務所長		小掠	裕樹	君
市民生活部	次長	荻野		修	君	商工観光課長	田鹿	茂樹	君
健康増進課	課長								
農林水産課	課長	早水		隆	君	建設課長	神喰	重信	君
新幹線推進課	課長	田村	邦夫	君	ガス水道局長		松沢	忠一	君
消防	長	吉岡	隆行	君	教育長		小松	敏彦	君
教育委員会	教育総務課長	黒坂	系夫	君	教育委員会学校教育課長		月岡	茂久	君
教育委員会	教育次長								
生涯学習課	課長				教育委員会文化振興課長				
中央公民館	長兼務	山岸	洋一	君	歴史民俗資料館長兼務		山岸	欽也	君
市民図書館	長兼務				長者ヶ原考古館長兼務				
勤労青少年ホーム	館長兼務								
監査委員	事務局長	広川		亘	君				

+

事務局出席職員

+

局	長	斉藤	隆嗣	君	次	長	小林	武夫	君
主	査	松木		靖	君				

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は関原一郎議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

+

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、12番、高澤 公議員、22番、五十嵐健一郎議員を指名いたします。

日程第2．一 般 質 問

議長（松尾徹郎君）

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順に発言を許します。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

25番、清新クラブの大矢 弘です。さきに通告いたしました2問について、一般質問をいたします。

まず1点目、災害対策の推進について。

災害は忘れたころにやってくると言われていています。糸魚川地域の姫川流域における平成7年の7.11水害、能生地域柵口地区の昭和61年の雪崩災害、また、昭和60年、青海地域の玉ノ木地区の土砂崩れ災害で、尊い人命や財産を失う大災害が発生しております。

国土の保全、安全・安心の市民生活を確保するため、農地や森林の国土保全機能を生かしながら、一層の砂防、治山・治水対策に努める必要があります。

そこで糸魚川市総合計画と糸魚川地域振興プランの連携による治山・治水等のハード整備の推進により、次の点についてお伺いします。

- (1) 河川状況に応じた河床、護岸の整備と、河口部の整備について。
- (2) 治山事業における山地災害未然防止対策について。
- (3) 海岸の浸食対策についてをお伺いします。

2点目としまして、森林・林業の振興についてをお伺いいたします。

昨年12月定例会の一般質問で、森林・林業施策について伺いましたが、今回、森林・林業の振興策についてお伺いします。

総面積746.24平方キロメートルで、そのうち森林面積が646.95平方キロメートルと総面積の86.7%、約87%を占めておる森林立市であります。近年、森林・林業を取り巻く諸情勢は大きく変化し、今こそ森林は森林所有者のものでなく、公共財産、環境財産と公益的機能の対価として位置づけ、21世紀に相応しているため、次の点についてお伺いします。

- (1) 森林整備事業の推進について。
- (2) 早過ぎる紅葉の原因、被害状況、対策等について。
- (3) 地元材（越後スギ）の利用促進として、公共施設利用拡大と間伐材の利用促進について。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

大矢議員のご質問にお答えいたします。

1番目の災害対策の1点目、河川整備のうち河床、護岸の整備につきましては、須沢地区の姫川左岸及び大和川地区の前川で継続的な工事が行われております。また、砂防河川やその他の河川につきましても計画的な整備と、状況に応じた維持管理工事や部分改修工事を行っております。

2つ目の河口部の整備につきましては、急流河川が多く、冬季波浪が高い本市では堆砂により閉塞する河口が幾つか見られており、現状では重機による土砂排除で、その都度対応している状況であります。

2点目の治山事業についてであります。本市は地形的かつ地質的要因から自然災害を受けやすいため、治山事業を実施することにより未然防止を図っていく必要があります。

また、国土保全という重要な役割を果たす事業であるため、国・県が事業主体となっており、今後も関係機関に対し危険性、緊急性の高い箇所を優先的に事業実施するよう要望してまいります。

3点目の海岸浸食対策についてであります。浸食が著しく、現在、各海岸管理者において離岸堤、人工リーフ、階段式護岸などの工事が実施されておりますが、急峻な海底地形を有する海岸が多く、工事費も多額となっております。一方で、国土の保全を図り、地域住民の生命、財産を守る上でも、より一層の事業推進が必要であり、海岸浸食防止対策をはじめ治山治水事業を含め、今後とも国・県に働きかけ、事業の促進を図ってまいります。

2番目の1点目、森林整備事業の推進についてであります。本年度、森林手入れの意思確認を行うため、市内3地区において森林所有者を対象とした、間伐を含めた保育管理のアンケート調査を行い、施策を推進するための糸口にしたいと考えております。

今後も森林整備事業を推進するため、国・県の補助制度を最大限に活用し、作業を担うぬながわ森林組合と連携をしながら、積極的に啓蒙、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の早過ぎる紅葉についてであります。これはナラの木に寄生するカシノナラキクイムシが原因であり、市内の被害状況は、平成16年ごろから見られるようになり、昨年度は市内全域で約7,600本、今年度は約5,700本の被害が確認されております。

対策といたしましては、有効な防除対策がない状況であります。倒木による危険性があることから、市が管理する公園内や道路のパトロールを実施することといたしております。

また、ナラ枯れの状況や倒木の危険性を市民に周知するため、今月10日号の「広報おしらせばん」で掲載いたしましたところであります。

3点目の地元産材の利用促進についてであります。ふるさとの木家づくり振興協議会の助成制度とともに、住宅の増改築の際に地場産材を利用した場合の市の独自の補助制度を、本年度、創設いたしましたところであります。

また、市が発注する工事についても利用可能な部署に地場産材を使用するよう仕様書の特記事項

に明記し、間伐材を含めた地場産材の利用促進を図っております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

それでは2回目の質問に入らせていただきます。

まず、災害対策でございます。これから秋の長雨、台風等々、非常に災害が多い地域でありますので、その関係についてお伺いしたいと思っております。

まず、河川状況に応じた河川の関係であります。質問する前に、まず河川の草刈り業務と、毎年大きなお金をかけていただいて河川整備をしておることに対して、まず感謝申し上げたい。今後も草刈り、間伐等の整備を、続けてやっていただきたいということで考えております。

質問に入りますが、まず1市2町、先ほど申し上げました、森林・林業の方でも、また関連もしてきますが、この1市2町が合併しまして、750平方キロメートルと非常に膨大な面積の新しい糸魚川市となりまして、この河川を見た場合、1級河川と2級河川、いろいろ種類があるんですが、1級河川が25河川、それから2級河川が36河川ということで、この総延長が約210キロメートルにも及ぶという長い河川を持っておるわけですが、最近この傾向を見ていきますと、非常に各河川とも河口付近の上流で土砂が堆積して、河積断面というんですか、その断面が非常に確保されていない状況であるということで、非常に危険な状況に陥っておりますが、まず、この辺については河床整備、護岸の整備等、今後の考え方。また、今年度の状況等わかりましたら、まず、その辺からお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、非常に延長の長い河川の中の維持管理、あるいは河川整備ということで、特に近年の公共事業の縮小と相まって、なかなか整備が進んでない状況でございます。

特にご指摘の河口付近での堆積ということで、特に後で出てまいります海岸とも関連いたしますが、冬季の波浪によりまして河川の閉塞が非常にあるということから、堆積土砂の排除について、しゅんせつについても県にお願いしてるところでございますが、なかなか追いつかない状況でございます。

一部河川を除きまして、一応護岸、あるいは床固め等の整備は、河口付近は終わっているわけですが、今言うような河川断面を確保するための維持管理の徹底といいいますか、小まめな管理に努めるように、特に大きい河川は国・県にお願いしている関係上、今後も要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

課長、今、護岸工とか、そういうものを整備されたということなんですが、先ほどちょっと申し上げました平成7年の7.11水害、非常に大きな災害後、調べていきましたら海岸の方は、後でまた申し上げますが、河川の災害状況の一覧表というものを調べてみたところによりますと、毎年、護岸工の関係の災害が発生して、既に合計しますと42件ほどの護岸工の整備がされているということなんですが。

能生川の例をとって申しわけないんですが、非常に下流の方には土地区画整理等で川沿いの宅地化の進行、それから下水路の終末処理場等々を考えたときに、今、護岸工という話がありましたが、現状の護岸工は、堤防を守るための護岸工の上を水が流れていくというような状況なんですよ。その護岸工と護岸工との間は河床は何もやらんもんですら中が浮いて、もう高くなっている。もう既にこれが蛇行したりしたときに、一発で災害で護岸がやられるという、ひとつのそういう感じに入っていますので、その辺、実態をどの程度調査をされているのか、その辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

特に重要な施設のあるところについては、県も定期的にパトロールをしているという状況でございまして、ご指摘のとおり河床が均一でなくて、高くなったりして堆積土砂のあるようなところは、重点的にその土砂の排除をお願いしているところではございますが、なかなか追いつかない状況でございまして、今後とも県に対して要望していくということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

課長は最後に、ご理解いただきたいと言うんですが、ご理解するという事じゃなくて、これは私、能生のときもそうだったんですが、河床整備をやることにはもう大変ですよということは何回も申し上げておるんですが、能生の場合で考えていきますと、内水面漁業協同組合の関係等でサケの山場もありますし、ニジマスも放流もありますし、今はアユの関係ということで、年間に、もし河床整備に入ったときに整備をやる時期というのは限られているんですよ、そういう内水面等との絡みで。

それで現状において、建設産業部長がおりますんで、当時のあれは大体わかるかと思うんですが、能生川等で実際、本当にどのぐらい河床整備されたのかなという疑問が出てくるんですが、部長、

その辺、ちょっと回答いただけませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺建設産業部長。〔建設産業部長 渡辺和夫君登壇〕

建設産業部長（渡辺和夫君）

今、河川の下流部での土砂の堆積の話で、河川の河積断面の不足というお話でございますけれども、能生川を例にとりましても、今、大矢議員がおっしゃられるすぐ上流では、逆に洗掘が非常に進んでいるというようなことで、帯工等の施設対応をしていかなきゃならんということで要望したり、実施をされております。

河川工学的と言うとどうかと思いますけども、土砂を取ると、その分また上流から供給されるというようなことで、やはり河積断面の不足については、あそこは整備済みということにはなっておりますけれども、余裕高をさらに嵩上げていくというような方向に話を展開していかないとどうかなというように、私は個人的には思っております。

ただ、河床整備ということで整備をして、トラックによる地区外への土砂搬出ということもしてはおりますけれども、すぐにそこがまたいっぱいになるというようなことで、なかなか即効薬と言うか特効薬と言いますか、そういうものが現実には見当たっていないのが実情かというふうに思っております。

それについても今後さらに、だからどうにもならないということではなくて、財産、生命の安全のために対応をとっていかんきゃならんということで、広範な意見集約をまたさせていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

すぐにということじゃないですが、経験と叡知では到底及ばぬ自然の力の災害でありますので、その辺については十分また配慮していただきたいなということと。

昨年、水防法が改正されまして、新たに規定されたということなんですけど、平成18年度より水位情報周知河川というものが出てきておりますね。これについては、既にその周知河川になっているのは姫川が入っております、そして18年度に入りまして新規に9河川ほど加わりまして、今25河川になっておるということで、これはどういうことかと言うと、水位情報周知河川で避難をするために、1つの指標を目的として特別警戒水位等に達したときに、インターネット等で市町村へ流してお知らせするというシステムで、これは非常にすばらしいあれだなということで、県の方の河川管理課の方へ問い合わせをしましたら、こういう資料をいただいたんですが、これについては糸魚川市において10キロを超える河川延長の河川が、1級河川の姫川等を除いて2級河川でも能生川とか海川、早川、それから青海川等々があります。私が今申し上げた水位情報周知河川になるための何か裏づけと言いますか、どれぐらいのあれがあれでという何かあるんでしょうかね。もしこういうものに入れば、インターネット等で災害の情報が早く周知できるんじゃないかなと思うんですが、課長、その辺、何かございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えいたします。

水防に関するものでございますので、防災担当の私の方からお答え申し上げます。

今、大矢議員がおっしゃいましたとおり能生川等、あるいは2級河川につきましては、今のその中に入っておりません。

ただ、その中に入っていないわけですが、私の方としては、そういう適切な情報を早くいただけるように、これからも県に働きかけていきたいと思っているわけですが、全く情報が入らないかというわけじゃなくて、現に能生川を例をとりますと、中之口に水位観測所がございまして、そこに通報水位、あるいは警戒水位というのが定められておりまして、この基準に達した段階では振興局の方から私どもの方にご連絡いただき、我々の方が適正な対応をとれるようにしておりますので。ただ、おっしゃいましたように瞬時に、即時性が若干送れる場合もあるもんですから、今言われましたものについては働きかけをさらに強めていきたいと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

情報が全く入らないということじゃなくて、やっぱり迅速に早くやはりそういう災害等にタッチしていただきたいということで、今こういう制度があれば、何とかこれに乗っていただきたいなという、今お願いを兼ねた要望でありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは(2)治山事業における山地災害の未然防止対策ということでお話をさせていただきます。

先ほど申し上げておりますように、管内は面積が大きくなりまして、県下でも有数の地すべりの発生地域、また地すべりの指定区域が多いところであります。これにつきましても国土交通省所管の土木の関係ですと57地域、3,000ヘクタールからあるということ。それから農地の関係でも40地区、3,857ヘクタール、それから林部の関係、林野庁の所管の方ですが、43地域に5,813ヘクタール、これは県下でも非常に大きい、一番大きい地すべり区域の数字でないかなという感じで考えております。

これにつきましてはいろいろな中で防災の未然防止ということで、先ほど市長さんからもお話がありました、これについては安心・安全のためにやはり守らなきゃならない事業であろうというふうに私も痛感しておりますし、また、糸魚川の地域振興局農林振興部で治山防災ヘルパーという、こういう治山を守ろうという年1回の研修会等で、私もそのヘルパーの1人なんです、平成9年にスタートして、全国で4,600人、5,000人近くおるといこのヘルパーのあれなんです、今年度も6月28日にヘルパーが10人、それから振興局の人が6人ということで研修会をさせていただきました。

このときに初めて、私も認識不足だったんですが、焼山火打砂防事業と焼山治山事業、すばらしい火打山川の第1号砂防ダムですか、あれを見させていただいて、ああ、災害防止のために、やは

り一生懸命にこういう未然防止のダムが必要なんだなということを痛感をさせていただきました。

そんなようなことで、この未然防止対策で、私は何が言いたいかと言うと、糸魚川の今の総合計画、前期基本計画が今答申されて立てられましたね。ただ、この中で余りにも治山事業に対する考え方がおろそかと言いますか、主要事業一覧表の「国土の保全と整備」の中の治山事業を見てみますと、内容的にどうということが書いてあるかと言いますと、荒廃林地の治山対策という書き方なんです。具体的などここの治山をどういうふうに計画的にやりますという、やっぱりそういう形で。地すべり対策とかそういうものは、みんな各地区名がうたわれて、いろいろの対策を計画の中に盛り込んであるわけですね。ただこれについては、治山事業だけなぜ具体的な整備箇所、指定等がないのか、できないのか、その辺をちょっとわかりましたら、ご答弁願いたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

早水農林水産課長。〔農林水産課長 早水 隆君登壇〕

農林水産課長（早水 隆君）

お答えさせていただきます。

総合計画で入ってないのは、非常に箇所がたくさんあるもんですから、個々に上げるのはちょっと無理かということなんでございます。

ただ、新潟県の方では山腹崩壊の危険箇所について全部調べておりまして、例えば山腹崩壊の危険地区については110カ所だとか、あるいは地すべり危険地区については53カ所だとか、もろもろの危険箇所を指定する中で、順次、危険度の高いところから、緊急度の高いところから進めておるわけございまして、治山事業というのは道路を1本つくるのと違いまして、相当金額的にもかかります。そういうことから新潟県でも頑張っていただいておりますし、それからずっと上流部へ入りますと、新潟県だけでなく林野庁からもお願いしてやっておるような状況でございます。

民有林を中心にしますと、松本にあります中信森林管理署が中心になりまして、木地屋川だとか、蒲原沢だとか、そういったものをやっただいておりますし、また、国有林につきましては、先ほど話がありました焼山のところですね、そこで上越森林管理署が焼山の山腹崩壊の防止事業についてもやっただいておりますもんですから。いずれにしても、非常にかかるということで、危険な場所から順次やっただくということで、お願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

そのようにお願いをしたいということと。

ことしの山地災害防止キャンペーンで、こういう「山地災害に備える」というパンフレットが出ておりまして、この中身を見てみますと山の危険箇所が8カ所、川が濁ってきたとか、水位が下がったとか、湧き水が出たとか、こういうものが細かく8つの危険信号ということで書かれたパンフレットがあるんですが、これをやっぱり有効活用して、全戸配布というのは無理だと思いますので、各区長さんぐらいにやって、これだけ地すべり地域の多いところでありますので、お互いに災害防止を啓蒙するといえますか、そういう形の中でやはりこういうパンフレットの配布も必要でないか

など。

それと先ほど申し上げましたが、地区の山地防災ヘルパー等とまた連携をとりながら、またそのほかにも地すべり巡視員ですが、そういう方々もおられるわけですので、やっぱり集落で1本になるような形で体制づくりをやっていていただきたい、これは要望しておきます。

それから1つお聞きしたいんですが、旧能生町のときには今言いましたように、地すべり区域が非常に多いということで、地すべり連絡協議会ですか、そういう関連の地すべり防止のための陳情だとか、研修会だとか、お互いに検証しながら、お互いの知識を高めておったわけですが、糸魚川は今1本になりまして治山林道協会ですか、それはまだ生きておるんだらうと思いますが、そういう地すべり協議会的なような細かいものの協議会というのを、今後、設立するような考え方はあるのかどうか。市長、もし何かお考えがありましたら。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺建設産業部長。〔建設産業部長 渡辺和夫君登壇〕

建設産業部長（渡辺和夫君）

合併前は1市2町、もしくは3町で、そういういろんな協議会を設立しておりましたし、地すべり対策協議会も、そのような形でありました。

今お話のように合併した段階では、そういうものはことごとく廃止しておりますけれども、それでは事業進捗に支障をきたすというようなことで、昨年度、農林水産課で農業振興協議会、それから林業振興協議会、それから水産振興協議会という3つのものを設立させていただきました。その項目の中に、今ほどおっしゃられた従前の協議会のものを運営する科目を、1項目ずつそれぞれ設けさせていただいて、例えば林業振興協議会の中にはその中に、ちょっと正式の名前はあれですけども、地すべり、あるいは治山の陳情・要望行為を行う項目を設けさせていただいて、その中で陳情・要望活動を行うという流れにさせてきてもらっておりまして、既にそれによりまして、ことし行動を起こさせてもらっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

一瞬のうちに人命なり財産なりが失われますので、十分な施策をお願いしたいということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

(3)の海岸浸食対策についてであります。本市の海岸線が全長45キロメートルということで、非常に海岸線が長いということで、過去においては波浪災害、台湾坊主等の高潮災害だとか、いろいろな異常高潮というようなことで災害に被られております。

そのほかに、また予期しないような「ナホトカ号」の重油流出というような事件と言いますか、そういうものもあったというようなことであります。この海岸保全区域についても非常に海岸線が長いということで、それぞれのあれが出てきておりますが、まず、その中で、なぜこの高潮対策なり海岸浸食対策を申し上げたかと言いますと、県下で1位、2位を占める漁港が整備されているということで、非常にこれについては能生漁港、それから筒石漁港、浦本、市振等といろいろな漁

港でかなりのあれがあるわけで、その辺も踏まえた中でいま一度、高潮浸食対策について細かい何か対策等がありましたらお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

議員さんおっしゃるとおり非常に海岸線が長くなっておりますので、しかも波浪で一部地区を除きまして、ほとんど浸食を受けておるという状況でございます。

市振海岸につきましては、平成13年から20年にかけて離岸堤を投入しているところでして、昨年度までで進捗率が約50%というような状況でございますし、また、中宿海岸につきましては災害を受けたというようなことで、16年から20年の計画という段階であります。また昨年度まで6基のうち1基が完成した状況でございます。まだまだこれからというような状況であります。あるいは親不知海岸におきまして、護岸の補修というようなことで若干されておりますが、今年度は一応、間脇海岸で一部事業をしておったり、地元要望についても5海岸9事業というようなことで、非常に多く要望が上がっているわけでございますが、非常に事業費が高くなるというようなことで、なかなか進まないのが現状でございますが、今後とも河川ともども、国・県に対して強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

よろしく申し上げます。じゃあ災害関係は終わりにします。

2番目の森林・林業の振興について入らせていただきます。

この中で(2)の方から先にいきたいと思いますが、早すぎる紅葉の原因、被害状況、対策等について、先ほど市長からありました。カシノナラキクイムシということで、ナラノ木が、コナラ、ミズナラ含めてやられているということで、これについては昨年もちよこっと病害虫の関係でお話申し上げてはあったんですが、これが急にナラ枯れが出てきたということで、資料でいきますと平成15年に、能生町でわずか19本ばかりの被害が見えてきたということで、あと16年、17年、17年は今市長が申しあげましたように7,600本おるというようなことで、非常に目立つ紅葉だということでいろいろ調査をさせてもらったり一応やったんですが、ことしの場合、9月1日と9月4日ですか、調査させてもらったそのデータ等をいただいたり、またいろいろもらったんですが、能生については昨年6,490本、約6,500本という、全体で7,600本のうちの大半、9割近くが能生で発生しておったんですが、今回、能生町が昨年から見れば昨年の60%、3,800本に減少したということでありまして。ただ、青海が昨年107本ほどだったのが、今年度は610本ということで571%、約6倍近く発生したということで、これについても今後どうなるのかなということ、旧林業事務所とご相談させてもらっております。

びっくりしたのは、松くい虫のような壊滅的な被害を受けることがないということで、私は林業

関係は大分長くさせてもらってたんですが、ナラ枯れというのは4年程度で、嵐が過ぎ去るように、もうその被害のあれがなくなるんだということで、そのまま放置しといても元の山林に戻る可能性もありますということで、それほど懸念されていないんですが。

ただ、先ほど市長の答弁にもありました。新糸魚川市になりまして森林公園が非常に多く各地にあります。これも構造改善事業で行った高ノ峰プラトーをはじめ、あと美山公園のキャンプ場とか、高浪の池、それから青海の方に行きますと麻生山付近の大平峠等の関係、それから親不知のグリーンパークということで、また、能生の場合も大平の自然休養林がありまして、あそこは遊歩道がついております。雑木林の散策をするということで、その遊歩道を先般ちょっと行って見てきましたが、非常にその部分もナラ枯れが発生して、非常に危険なような状況になっておりますので、その災害対策といいますが、伐採等をどの程度こしやられるのか、予定はあるのか、ちょっとその辺を。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

早水農林水産課長。〔農林水産課長 早水 隆君登壇〕

農林水産課長（早水 隆君）

お答えいたします。

市内で状況が大分悪化してきたということで、調査をさせてもらっております。その中で市が管理する公園だとか、あるいはキャンプ場とかいろいろあるわけでございますけども、13カ所ありまして、13カ所のうち被害を受けているのが4カ所、それから被害が今のところないというのが9カ所ということで、その4カ所の中で、もうすぐに危なくて切らなきゃならんものについては、もう既に処理をさせていただいております。それから枯れても、そのときすぐに倒れるというものじゃないものですから、もうちょっと様子を見させてもらって、こしはちょっとやれなくても、来年には春先一番にやらないと危ないかなというように思っておりますので、いずれにしても人命第一に考えて、危険のないような形で処理をしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

これは市町村が実施するというので、県が補助金を交付するというので、平成18年度は新規に県の予算が280万円ほど計上されているというふうにお聞きしておりますので、その辺、早く対策をしていただきたい。ただ、予防対策というような形で、樹幹に防衛材の注入だとか、その程度しかできないということでお聞きをしておりますが、その辺も新たにまた対策を練っていただきたい点と。

ただ、これはドングリの実のなる木なんですよ。これがこの冬、またドングリの実がないということになりますと、その辺のクマの出没等による被害対策、こういうものもやはり考えていっていただかなきゃならんということで、早目に立て看板なり注意を呼びかけるものも必要かということでもありますので、要望をしておきます。

次に、(1)の森林施業の関係についてであります。これについては先ほど市長からもお話があ

りました。ただ、これは非常に森林面積 87%と大きい、これは森林所有者のものだけというところ
え方ですと、なかなか森林整備が進まないということで、先ほど申しあげました公共財産とか環境
財産の公益的機能の関連があるということで、お話し申し上げておりますが、実は今回樹立します糸
魚川の総合計画の基本計画の中でも森林整備の推進の中において、森林所有者個人の対応のみでは
なく、適切な森林整備を期待するということで、採算性と経営意欲の向上を図るということになっ
ていますので、その辺もやはりとらえていただきたいなということで。

まず 1 点目、お願いしたいと思っておりますが、造林、保育、下刈り、枝打ち、間伐等の推進は
もちろんですが、高齢化がやってきました、なかなか個人で施業するという時代でなくなってきた
ということで、手遅れ林分が非常に多くなってきている。動物も通れないような荒れ放題な林分が
多くなってきているということで、それによって先ほどのナラ害じゃありませんが、スギノアカネ
トラカミキリというようなことで、枯れ枝から入る病害虫等も侵入しとるということで、これは材
としての価値観がなくなるということでありますので、この辺の防除の関係、それから補助金等も
今までと同じような 20% ということで補助関係がありますが、これを継続していかれるのかどう
か。また、新たに何か対策があるかどうか、まずその 1 点をお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

早水農林水産課長。〔農林水産課長 早水 隆君登壇〕

農林水産課長（早水 隆君）

お答えさせていただきます。

議員が言われるように森林は所有者のものだけではなくて、多面的な機能を持っている大事な財
産であるということは承知しておるわけでございますけれども、そんなことから今までもいろんな
補助を使わせていただいておりますけれども、平成 17 年度の実績で見ますと造林か
ら間伐まであるわけでございますが、その作業に対して資料を見ますと、国から平均 56%、市も
15% 補助をさせてもらっておる状況でございます。引きまして自己負担が 21% ということで、
それなりの補助をさせていただいております、幾らかの補助を多少なりとも上げた
としても、今の状況だとなかなか皆さんの意識が、金を出してまで森林整備をするという気持ち
がないというのが、アンケートの結果、判明しておるような状況でございますもんですから。

それについては先ほど市長が言いましたように、17 年度については各地区へ懇談会に行きまし
て、いろいろな説明会をやっておるわけですが、ことし 18 年度になりまして 3 地区でもって、青
海であれば須沢地区ですか、糸魚川であれば西海地区、能生であれば能生谷地区、3 地区の方にア
ンケートをして森林整備をやっていただけないか、あるいはやる意向はあるかどうか、そこらを確認
してもらっているわけで、結果として、21 人からやりましょうという回答をいただいております。
そのようなことから、いろんな面で懇談会を開いたり、あるいは皆さんに説明をする中で、少
しでも意識を高めてもらうということが、大事なのかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25 番（大矢 弘君）

そのようなあれでアンケートなり、また地域のあれに行っていただくことについては承知しておりますので、ぜひまたお願いをしたいなど。

あと作業道の開設、推進の関係なんですが、これについては、きょうは市長、ちょっと私の方で力を入れてこの部分をお願いをしたいなというふうに考えているんですが、やはりこの森林施業、保育が遅れている1つの原因として道がないという。そして今、高齢化社会で車が入れないと、なかなか施業等ができない部分があります。これにつきましては、林道開設等いろいろ計画的にやっていただいておりますが、林道開設にはメートル当たり何万円、何十万円かかるわけですね。それを造林作業道という、保育作業道でもいいですし、ブルでただ押して3メートルぐらいの幅といたしますか、軽トラが入る程度、また運搬車が入る程度。これはメートル当たり1,000円ぐらいでできるんですね、今まで私も組合のときの実績なり、そういうものからいった場合に。ただ、そういうものをまずコスト縮減のために、大いに整備をしていっていただきたいということ。

それと同時に、先ほどから申し上げておりますが、この地域は地すべり区域が多いということで、もし大々的な構築物的なもののブルを入れるということになると、許可を取らなきゃならんと。許可を取らなくてもいいような状況の中で市と県と交渉しながら、そういう形のものを見出していけないものかどうか、市長、その辺、ちょっと考え方をお知らせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

今議員ご指摘のとおり非常に森林面積が広い中で、今やはり作業道がなくて管理ができない。また、作業道がつくことによって、森林資源の付加価値が高まるわけでございますので、私といたしましても、そのようなところをとらえていきたい。

ただ、残念なことに、今それもまた議員ご提言いただきましたように、非常にその道路のコストというのはかかるわけでございますので、いかにそれを軽減してやれるかということが大事だろうと思うわけでありまして、その辺をどのようにしていくかというのは、1つの工夫だと思っております。

そして私も今議員ご指摘の県と市ということでございますが、と申しましても100%を市と県でなくて、また例えば所有者の方々もやはりその熱意を持っていただく中で、その辺をどこかで、どのような担い方をさせていただくかは、これから協議をしていかなくちゃいけないんだらうと思っております。

そういう中で、やはり熱意のあるところの方を優先的に私はやっていかなくちゃいけないんだらう。ただ単に道をつけても何もしないということではいけないわけでございますので、公共性が高くても地権者の方々の財産的な付加価値も高まるわけでございますので、やはりそういったところの進め方も考えながら、進めさせていただきたいなと思っております。

まさに議員ご指摘の考え方、私もそういったところでやらないと、例えば林道整備などという形をとっても、なかなかこれは事業が前へ進まないんだらうということで、これからどこを取り組んでいけばいいのかも含めながら、森林振興協議会というものを立ち上げさせていただきましたので、

その辺と連携しながら進めさせていただきたいなと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

市長、ぜひそのようにお願いをしたいと思っております。

それからあともう1件、森林整備の絡みの中で1点お聞きしますが、1市2町が合併して市有林ですね、これは今どのぐらいの面積になっておりますか。これは財政の方ですかね、お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

市有林の関係ですけれども1市2町合併しまして、今現在、普通財産の山林ということで申しますと、17年度末で約2,674万4,000平米ということになりまして、ざっくり申しますと27平方キロメートルかなということでありまして。ただ、これはあくまでも台帳でありますので、実測に申しますと、まだ2倍、3倍という数字になるのではないかと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

課長、あんまり余計なこと言わん方がいいですよ。測量をやると2倍、3倍なるという、そういう言い方はやはり、私は台帳は台帳でそれでいいと思うんで。そのために税率というか、そっちの方まで影響してきますんで、そういうのはちょっとお答えとしては、あれだなということで述べておきます。

それは27平方キロメートルということでありまして、旧能生のときにも水資源涵養とか、公益機能ということで林野管理委員会等をつくりながら、町の財産である山をいろいろ整備計画、補助対策による事業の関係とか研修等をやっておったわけですが、糸魚川に今1本になったわけですが、そういう計画というのは特につくる予定はないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

林野関係の管理につきましては、旧能生町と旧青海町の方にあったわけですが、そもそも林野管理の当初のものは旧町村の合併、昭和29年の合併以前に、それぞれの集落単位で所有していた山林について、能生町なり青海町が引き継いだわけですが、その辺の関係で、やはりそのときの山林の利用が薪とか、それから炭とか、そういうことで非常に山林が住民生活と密着してたと

という関係があって、林野管理というものがあつたわけですけども、今回、合併した段階で全く関係ないとは申しませんが、そういう密接な住民生活とは関連性が薄くなるということで、合併調整の段階では林野管理条例とか、林野管理委員会の設置については、合併を機になくするというのでさせてきましたので、1市2町の財産を今整理をしてますけども、その辺につきましては、また実態を見ながら検討したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

森林・林業は面積が多いので、やはり大事だと思うんで、私は1年に1回ぐらいこの森林・林業をこういうふうに質問をしながら市民の方からも理解をしていただく。また、こういう大事な資源だということでお話をさせてもらってるんですが、今、市有林の関係で、考え方がちょっと消極的というか、もう少し前へ進んでいただくような考え方を、また今後とっていただきたいなということ、これは要望をしておきます。

最後に、地元材の利用促進、これは今市長からお話がありました。私は今年の11月21日に森林林業振興協議会をまず立ち上げたということに対して、昨年12月のときもお礼を申し上げさせてもらいましたが、その中で委員全員で3部会を形成されて、それぞれ事業に取り組んでられておるといふことでもあります。これにつきましては、県では森林林業木材産業振興プランに基づいて、県産材の供給体制を整備するとともに、公共施設や住宅等への利用促進を図るといふことでもあります。森林資源の循環利用を推進していますが、最近の公共施設への利用状況といひますか、昨年12月のときに聞いたんですが、今回、今現在でわかりましたらお願いをしたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

早水農林水産課長。〔農林水産課長 早水 隆君登壇〕

農林水産課長（早水 隆君）

お答えさせていただきます。

平成17年度の実績でございますけれども、公共事業で使われた場所について6カ所ございまして、トータルで56.6立米という結果が出ております。これは間伐材も含んでおります。そのほかに治山事業ですね、県の治山課でやってる事業について、極力自分たちの仕事ということで使っていただいております。その治山事業については平成17年度、72立米を使っていたいただきました。合わせて128.6立米というのが、今現在の状況でございます。

18年度につきましては、公共事業についてはもちろんのことですが、17年度以上に使っていただくように啓蒙なり、あるいは各課にまたお願いしてるわけでございますけれども、治山事業についても昨年と同じように、72立米以上は使いたいというような話も聞いております。ちなみにことし、平成18年度につきましては、田沢小学校をはじめ4カ所の今計画があります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番(大矢 弘君)

じゃあそのようにお願いをしたいと思いますが、それで平成18年度新規事業で、糸魚川市の地場産材利用拡大事業の普及ということで、改築材とかリフォームとか50立米以上の利用促進を図っていきたいということなんですが、現在の状況と、ことしの年度末までの見通しと伺いますか、その辺、わかりましたらお願いしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

早水農林水産課長。〔農林水産課長 早水 隆君登壇〕

農林水産課長(早水 隆君)

お答えいたします。

今の状況でございますけども、糸魚川市で始めました、平成18年度創設しました地場産材利用拡大事業補助金ということで、この事業につきまして、現在、予算的には3棟計上しておいたわけでございますけれども、現在2棟が完成しまして、もう1棟計画があるという連絡をもらっております。このことから、今後また新たな追加があるんじゃないかということを想定しながら、今回、9月補正で新たにもう2棟、後で申し込みがあって、金がありませんというわけにいきませんもんですから、今回、9月補正でお願いしてる状況でございます。

それから、ふるさとの木家づくり振興協議会と、これは今その方でやってます事業につきましては、それも今計画では3棟を計画でございますけども、今のところ2棟の申し込みがあるそうでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

大矢議員。

25番(大矢 弘君)

ありがとうございました。そのように利用事業等をふやしていきたい。

最後に、市長にお願いというか、お礼を申し上げたいと思いますが、先ほど答弁の中にありました、今後、県産材の拡大のために、公共施設の利用拡大のために設計書に明記していただきたいということで、昨年お願いをしていたら、早速、取り組んでいただいたということでありますので、ぜひ今後もそのようにお願いしたい。

以上で、私の質問を終わります。

議長(松尾徹郎君)

以上で、大矢議員の質問が終わりました。

関連質問ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

中村議員。

5番(中村 実君)

1つ伺いたいんですけど、治山事業という中で、先ほど地すべり、また海岸浸食ということ

で大矢さんの方から話がありましたが、糸魚川市内の避難箇所がきのう151カ所、また公園等が56カ所ということで話がありましたが、その中で、この地すべり等の災害があったときに避難する場所等を仕分けしてあるのかどうか、ひとつお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

ただいま策定中であります地域防災計画、間もなく議員さんに配付できる段取りになっておりますが、新防災計画の中で避難所のところで、地すべり等の危険箇所にあるものについては、そのように表示させてもらっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

中村議員。

5番（中村 実君）

地すべり等で避難箇所、危ないところもあると思いますし、また、地震等で津波が起きたときに浜沿いの避難箇所に逃げるできないということで、その辺の仕分けをはっきりしていただきたいと思います。

三重県の尾鷲市の方では、ちゃんと地震、また津波、ほかの災害のときに避難場所を仕分けして、地図等で周知できるような対策をとってるということで、糸魚川市でもそのような方向で進んでいただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大滝議員。

15番（大滝 豊君）

それでは、大矢議員の関連質問をさせていただきます。

まず1点でございますが、林道整備地域活動支援交付金事業は、平成14年度から平成18年度までの5カ年計画だというふうにお伺いしておりますが、19年度からの制度が変わると聞いております。その見通しについてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

早水農林水産課長。〔農林水産課長 早水 隆君登壇〕

農林水産課長（早水 隆君）

お答えいたします。

今のところ、そういう情報は得ておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大滝議員。

15番（大滝 豊君）

この制度に関しましては、変わる予定ということの情報が入ってますので、ぜひまた確認の上お知らせいただきたいと。

最後になりますが、もう1点質問いたします。時間がありません、またの機会にさせていただきます。ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

ここで10分間休憩いたします。再開は11時10分です。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、渡辺重雄議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

清新クラブの渡辺でございます。

それでは事前に通告いたしました通告書に基づきまして、市民と行政による分権時代の活力あるまちづくりについて、1回目の質問をさせていただきます。

合併して1年半を経過し、各種の計画策定や機構整備などが進められ、新しい行政の体制は整いつつあると感じております。しかし、一方では新たな課題や問題点も見えており、その対処法の多くが、「今後見直します」「検討します」「促進します」というような語尾でくくられている状況です。行政もスピードが必要です。見えてる課題や問題点を先送りするのではなく、その時点で最大限の努力をして、具体的かつ踏み込んだ対応が必要であると考えます。

一般論として、ほとんどの行政が「長引く景気の低迷に加え、国の三位一体の改革により地方財政は極めて厳しい状況を迎え、そして急速に進む社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化、高度化、地方分権の推進などもあり、質の高い総合的な行政サービスが求められている」としておりますが、地域間競争の時代を迎えている中で、とらえ方と進め方により、今後大きな差が生じてくると考えます。

特に当市では、今年度をスタートとする行政改革大綱が策定され、推進計画、実施計画も示されましたが、運用に際しては市民ニーズに的確にかつ迅速に対応し、効率的に行政サービスを提供するためにも、市民と行政をつなぐ仕組みづくりをはじめ各種の改革は、市民のための改革でなければなりません。そして市民満足度の向上と分権時代にふさわしい活力あるまちづくりを積極的、かつ計画的に進める必要があります。

このような観点に立ち、主に市民と行政のつながりについてご質問をいたします。

(1) 市民と行政の情報の共有についてであります。

市民と行政が、いつでも、どこでも必要な情報を、わかりやすい形で共有でき、市民の意見を幅広く聞き、市政に反映できる公平で透明性の高い行政運営が求められていることから、次の点についてお伺いいたします。

広報広聴のあり方について。

今後の地域情報化についてであります。

(2) 市民と行政の協働によるまちづくりについてであります。

市民と行政が、ともに公益を担うパートナーとして、それぞれが持つ特性や資源を効果的に生かす協働によるまちづくりを進めるため、次の点についてお伺いをいたします。

市民参加の方法について。

市の果たすべき役割についてであります。

(3) 市民ニーズと時代をとらえた組織づくりと職員の意識改革についてであります。

多様化する行政課題に迅速に対応できる、柔軟性を持った機動力のある組織づくりと、職員の意識改革を進めることが必要と考え、次の点についてお伺いをいたします。

効率的な組織体制と総合調整機能について。

職員の意識改革と人材の育成・活用についてお伺いをいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

渡辺議員のご質問にお答えいたします。

市民と行政による分権時代の活力あるまちづくりのご質問であります。まず、1点目の市民と行政の情報の共有についての1つ目、広報広聴のあり方についてお答えいたします。

ご指摘のとおり市民と行政が協働してまちづくりを進めるために、お互いに情報を正確、かつ公平に共有することが重要であると認識しております。

このため広報活動では全世帯に配布する広報紙をベースとして、行政の施策や課題をなるべくわかりやすく掲載し、さらにホームページやCATV等で新しい情報を詳しくお伝えすることなど、多くの市民が求める方法で行政情報を提供することと考えております。

また、広聴活動では市長へのたよりや住民懇談会、今年度からパブリックコメント制度も導入し、幅広い市民の意見を市政に反映するよう取り組んでおります。

2つ目の今後地域情報化につきましては、ネットワークの活用より市民や企業などの間でいろいろな連携が推進されていくと考えております。そのため地域公共ネットワークでは、能生CATVによる地域情報の共有をはじめ防災情報や教育支援、地域交流などのシステムを構築し、行政サービスの展開を推進してまいりたいと考えております。

2点目の協働によるまちづくりを進めるための市民参加の方法につきましても、広聴活動を通して申し上げたもののほか、計画づくりなど政策形成過程における各種アンケートや、審議会などに

おける市民公募などを展開しております。

また、市の果たす役割につきましては、市民と行政がお互いの立場や特性を認めながら、共通の目的や課題解決に向けた取り組み、市民参加の機会の拡充と協働意識の醸成に努めることと考えております。具体的には、まちづくりパワーアップ事業のように市民、団体などが自主的、主体的に取り組む事業などがあると考えております。

3つ目の1つ目、効率的な組織体制と総合調整機能ということでは、合併2年目となる今年4月、行政組織機構の改革を行っております。事業の執行において関連の深い課の連携を高め、より総合的に施策を展開できるよう3部を設けるとともに、新たな課題へ対応できる課の設置と課の統合などのスリム化を図っております。

市民は何より誠意あるスピーディーな対応を求めていることから、総合的かつ効率的な視点に立ち市民ニーズも把握する中で、柔軟に対応できるよう今後とも努めてまいります。

2つ目の職員の意識改革と人材の育成、活用についてであります。多様化する市民ニーズ、行政需要の拡大の一方で、職員定数の削減を進めているところであり、職員一人ひとりの能力アップによる能率の向上が必要不可欠となります。この対応として、職員研修をはじめ8月から人事考課制度の試行を開始したところであります。職員の人事育成、資質の向上を図っていくこととしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

ありがとうございました。

それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず、市民と行政の情報の共有について、1点目の広報広聴のあり方についてお伺いをしたいと思います。

信頼度の高い市政を目指すには、広報広聴が非常に重要であるということは言うまでもないわけですが、昨年の議会でも一般質問をさせていただきましたが、今回は少し視点を変えてご質問をさせていただきますと思います。

まず、市の広報紙でございますが、非常に読みやすく、よく編集されているというふうに関心している点もございますが、一般市民の反応はいかがでございますか。また、発行されるまでの流れを、簡単に教えていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

広報いといがわにつきましては、市長のたよりでも見やすくなったというものと、逆に旧市町と

比べて少し見づらいというのとか、それから自分の住んでいる地域の記事が少ないとか、そういう要望もちょうだいをしてるところであります。

ただ、新市になりましてから、できるだけ旧1市2町が統一して、一体感を醸成するような形で今編集作業をしてるということでありまして、各課から記事をちょうだいをしまして、また場合によっては現地取材をしたりして、そういうことで編集をしてるというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

行政改革の一番大事なことは、住民に対する行政の説明責任だというふうに思ってるわけですが、広報によるこの説明責任の方法として、どのような広報スタイルが望ましいか、お伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

説明責任というのが、どういう焦点なのかちょっとわかりませんが、ただ、今行政の中で極めて重要なものに焦点を絞って特集して記事を出すのと、それからいろんな行事関係、それから市民の方のいろんな活動も、できるだけ取り入れるというような形で編集をしてるということであり

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

ちょっと抽象的なご質問になったかと思うんですが、私、分けるとすればお知らせ型か、あるいは解説型、問題提起型というふうな分け方もあるんじゃないかと思うんですが、これからはもっとやっぱり住民が行動を起こすというふうなことでお願いするならば、問題提起型の編集というもの

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

確かに今の内容的には、お知らせ型が主流になると、大半がそういうことかなと思っております。きのう発行しましたけども、交通ネットワークの幹線道路とかということで、そういうものについては多少問題も提起しながらやっているとご理解願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

広報活動につきましては、住民への一方通行でなく、やはり先ほど申し上げましたように双方向にするために、どうした工夫をしたらよいかというふうなことなんですが、前の議会でも広報モニター、それから広報協力員の制度というものをやっぱり設けて、実際に住民の協力や意見をいただく窓口なりルールをきちとした方が、ある意味では広報担当者にとっても非常にやりやすい環境にならないかなというふうに、私も広報とかそういうものを編集したりした経験からしますと、ぜひそういう制度を確立してあげた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでございますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

広報モニター等の広聴になるわけですが、今現在、広報に関しましては、市長へのたよりとか住民懇談会で、広報に対する要望なり苦情等もちょうだいをしてます。広報モニターにつきましては、かつての市町で実施した経緯もありますけども、実施しながら、やはりなかなか運営なり協議ができなかったということで、なくなったところもあります。そういう点も踏まえて、もう少し研究したいと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

じゃあ次に少し細かい点で恐縮なんですけども、市民の声でもありますので、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、「おしらせばん」の催し物案内なんですけども、直接、市と関係してない団体や個人のお知らせの掲載基準というのはどのようになっているか、お伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

市主催でなくて各団体等の主催のものも要請があれば、できるだけ載せるような形で今やっとなる最中であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

非常に結構なことなんですけど、見させていただきますと、申し込み、問い合わせ先は個人で、主催者がはっきりしない催し物で、有料のものが見受けられるわけなんですけど、極端なことを言いますと、個人の主催で有料であっても掲載をしていただけるのかどうか、もう一度お願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

有料だからといって、即、だめというわけじゃなくて、その催し物等によって、やはり掲載すべきものは掲載したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

結構なんですけど、一面では市民の広報であるという広報紙もみんなのものだという観点からすれば、もちろんそれでいいんですが、ただ、ケースバイケースだと扱う市当局も大変ですし、我々市民サイドからいっても、非常に透明性の点からいっても問題があるんじゃないかと思っておりますので、編集指針とか掲載基準というものをやはり整備して、市民に理解されるような方法でお願いをしたいというふうに考えるわけなんですけど、いかがでございますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今現在、有料のものも講演会とかそういうもので、入場料等がそんなに多額なものでないものということでやっておりますけれども、その辺もう少し基準等をきちんとしてほしいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

次に、これはお願いになるんですけども、昨年、市内の地区名、集落入りのマップ、いわゆる地図を私の方から要望をしておったんですが、予算の関係もありまして、すぐに実現というわけにはいかなかったんですが、今年度つくっていただけるような手はずになっておりますでしょうか。

これはやはり1市2町が合併をして、実は暮らしのガイドである程度各地区の施設、集落名は載っているんですが、全部集落名が載ってないんですね。市民からのやっぱり要望もございまして、そのときお願いした時点では、考えてみたいというふうな話だったんですが、まだ実現はしていないようですので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えいたします。

今現在、まだそういうものを出すという予定はないところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

もし今年度が無理なら、来年度の予算措置を講じていただきたいというふうに思います。

次に、ホームページの充実についてでございますが、たびたびいろんな方から一般質問でもご指摘があるわけですが、ご承知のようにホームページもいろいろ技術的にも変わってきました。市民と行政はもちろんなんですけど、市民と市民、さらに市外の人たちとの情報の共有というものが、図れるようなシステムの仕組みもあるわけです。ぜひ今後活用をしていただきたいと思うんですね。見るだけのホームページから、参加するホームページの時代に入ってきてるというふうなことになるわけです。

私も東京にいる子供に広報紙を広報担当の方から送っていただいておりますが、ホームページでも随時この広報紙を閲覧したり、引き出せるような方法というのは、いろんな行政で既に行われているわけなので、簡単であるわけですのでぜひお願いをしたい。そして反応を寄せていただくような仕組みをつくっていただきたいと思うんですが、この点はどうかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

今現在、ホームページの中のコンテンツと言いますか項目の中には、「広報いといがわ」も、それから「おしせばん」も、一応ホームページの中には入っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

それをごらんになった方からの反応を、またいただけるような形にぜひお願いをしたいと思いません。

それから能生地区ではCATVの広告放送を今年度スタートさせたわけですが、5カ月間の実績というのはいかがでございますか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林能生事務所長。〔能生事務所長 小林 忠君登壇〕

能生事務所長（小林 忠君）

お答えをさせていただきます。

ただいまの件についてでありますけれども、お話がありましたように4月から有料広告放送を始めまして、初めてのことでございましたので、まだ周知活動も十分に行き渡ってないという面もあるようでございまして、ここまでに延べ2件、そのほかに特定のチャンネルで通販番組を流しております。合わせて延べ3件という形になります。現在のところは、そのようなことであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

いろいろ委員会でも協議した中で、収益を見込む前に、企業、団体の利便を図るというふうな、そちらの方の大義を優先するような形でのスタートであったんじゃないかと思うんですが、やはりやるからにはある程度働きかけというものも必要になってくるし、目標設定そのものももうちょっと高いところに置いて、利用していただくための努力もお願いをしたいなというふうに思います。

それから、今年度中にCTIシステムを活用した音声ファクス情報サービスを開始したいということですが、このサービス内容等、具体的にどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

音声ファクス情報提供システムというサービスを、今年度中に開設したいというふうに現在準備中であります。というのは、対象としまして24時間といいますか、休日夜間でも情報があつた方がいいのではないかと。それから、ホームページですとパソコン関係のものがないとできませんけども、パソコンを所有していない人、それから視覚に障害のある方等を対象にしまして、できるだけ情報を提供したいということで今回やるものであります。

内容としましては、電話をかけさせてもらいまして、従前に、こういうものを提供しますよというサービスの提供のメニューにつきましてを、全世帯に配布をさせてもらいたいと思っております。どういうものかと言いますと、暮らしの関係ということで、例えば税金関係で個人の市民税関係がどうなったとかそういう情報、細かくそういうものを分類しまして、コンテンツを分類しまして、一応そういうメニューを全世帯に配布をします。それで夜間でも休日でも一定の電話のところへかけるわけですが、電話をかけますと「ご利用ありがとうございます。こちらは何々です」ということで、どういう情報が必要ですかということで、お答えさせてもらって、そこに四桁の希望の番号を押してもらおうと。そういうことで情報を提供すると、そういうシステムであります。

詳しいのはこれから、まだ詰める作業をしている最中なんですけども、大まかはそのように、今年度中には、このサービスを開始したいというふうに考えております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

非常にまたインターネットと比較して、いろいろいい面もあるわけですので、ぜひお願いをしたいと思うんですが、今おっしゃられた行政サービスの情報メニュー、これにつきましては当然ですが、せっかくのシステムでございますので、市民あるいは各行政区、団体なども活用できる方法と
いうのを、お考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

今現在、このシステムにつきましては、現在のホームページの作成システムの中でやりたいということ考えてますので、一応各団体等については、そこまでサービスできないんじゃないかと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

いずれにしても市民の大多数は広報による1次情報で、まず行動を起こすわけですので、広報のよし悪しというのは非常に大きく市民生活に影響するわけですので、充実に努めていただきたいというふうに思います。

次に、広聴活動であります。いろいろな仕組み、ファクス、メール、ご意見直通便、あるいは電話、いろいろあるわけですが、昨年末ごろでしたか、メールを送って2週間もたつのに何の返事もない。届いてるか、届いてないかわからないというふうなことで、どうなっていますかと言うたら、届いているんだけど、非常に多くのメールをいただいて、返事ができないということで、返事は後でもいいから、届いてるか届いてないか、遅れるということをきちっと伝えていただきたいというふうにお願いしましたところ、その日のうちに連絡をしていただいたそうなんです。今現在は、そのようなことはございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

市長へのたよりに関するもので、メールとかはがきでちょうだいをしております。一度に相当大量なものが来ますので、できるだけ早く処理するようにとということでは、職員と今やっている最中

+

であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

一般の会社とか企業では、すぐに対応することは常識でございまして、何の連絡もないというのは、非常にその方は不思議に思っていたわけですね。市民が市にメールとか、ご意見直通便を送るというのは、市の皆さんが考えている以上に勇気と緊張感を持って、自分の言ってることが本当にどうだったんだろうかということで、非常に心配もしてるんですよ、出しながらも、その辺のことをくんで、真摯に対応していただきたいということを、お願いをしたいと思います。

次に、2点目の今後の地域情報化についてお伺いをしたいんですが、まず、私は行政サービスの原点というのは、公平、公正で、そして何よりもやさしさが必要だというふうに思っているんですが、市長さんはいかがでございましょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

私もそのとおりだととらえておりますが、またさらにそれにプラス透明性も大事だろうと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

情報通信技術が発達しまして情報量が非常に豊富になって、また、情報をいつでも、どこでも入手できるという時代になってきているんですが、それに伴って情報先進国では、これによる不平等とか格差、いわゆるデジタルデバイドが社会現象になって問題化しているというふうに言われておるんですが、担当者の方は、この現象をどのようにとらえておられるのでしょうか。

「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

確かに、いわゆる地域面でのそういった格差もございまして。

それからもう1つは、恐らくそういった意図で申されとるのではないかと思うんですが、いわゆるそういった情報機器が使えるか、使えないかというような形での格差も、あるのではないかというふうに思っております、システムを整備するだけでなく、そういったいわゆる情報弱者の方への最近言われてるのは、そういった情報お助けマンというような形でのボランティア組織であるとか、そういったようなことも今後考えていく必要があるというふうに認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

この情報化の推進に関しましては、このデジタルデバイドを生じさせないよう、すべての人が情報機器を自由に使いこなせて、情報バリアフリーの実現を目指さなければならないというふうなことを国でも言ってるわけです。

したがって、今部長さんがお話されましたような形で、そういう観点に立って今後の地域の情報化を進めていただきたいというふうに思います。

それでそんな観点から考えますと、地域間の情報通信格差の是正、それから隣接行政との地域連携、これも国が実は指針の中で言っているんですね。したがって、少なくとも近隣行政とのシステムの連携といいますか、構築がやっぱり必要になってくるのではないかというふうに思うんですが、糸魚川市を取り巻く各隣接の行政というのは、どういうシステムを導入されているか、お伺いをしたいと思います。

〔議長〕と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

近隣というと上越市は1つでございますが、上越市は今は民間といいますか、三セクのJCVがCATVを展開しております。

それから富山県の方では県の方針として、情報の配信はケーブルテレビでやるんだという中で、ケーブルテレビのシステムというふうに聞いております。

それから長野県小谷村についても、現在CATVを進めるといようなことで、仕事をしてるといふふうに聞いております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

今お話のように、8月に入って十日町の情報化推進会議がCATVの導入を決定したと。その背景には、やっぱり隣接する行政がどういうシステムを構築しているかというふうなことも、大きなやっぱり原因になっておるようでございます。

この場合はどちらかというところ、いろいろ議論があるわけでございますが、ざっくり申し上げましてNTTとかJCVということの議論だけじゃなくて、両者のよいところと一緒に協調して構築するといふようなことというのは考えられますか。いわゆる特異分野を協調していただくということです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

現在いろんな形で提案をしていただいとる段階でございまして、そういうふうに協調できる分野があるのか、ないのかも含めて、提案が出てきた段階で、もう少し精査させていただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

高いとか安い議論がかなり先行して、いろいろ問題化したわけですが、行政の都合だけで運用するとなると限界があると思うんですね。したがって、やはり市民なり企業も十分使えるようなシステム。そして一番最初に申し上げましたように人にやさしい情報システムを実現するために、地域の情報化を考えていただきたいというふうに思えます。

それでは、次に市民と行政の協働によるまちづくりについて、1点目の市民参加の方法についてお伺いしたいと思います。

まちづくりサポートセンターが設置されておりますが、登録状況と利用状況について、まずお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

登録件数等は、ちょっと持ち合わせがございませんが、かなり多くの方から登録をいただいておりますし、身近に利用できるように、また働きかけをしているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

それから先ほど市長さんの方から、パワーアップ事業のことに触れられておりましたけども、今年度予算に対する実績と、今現在受け付け、あるいは今後の見通しということになりますか、どのように受けとめていらっしゃるか。

それから、さらに予算以上にオーバーした場合というのは、この制度は対応を考えていらっしゃるものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

予算につきましては、1,000万円の予算を上げてございまして、今現在15件で510万円ほど支出をしております。それから現在受け付けをしているところが、相談なりに乗ってるところは8件ありまして、そこで約360万円ほど出ますので、残りの残が140万円くらいになるうと思っております。今後、冬季間に入って行くわけでございますので、事業がある程度縮小するかなと

思っていますが、また新たな事業が出れば、また財政的なものを見ながら、調整をしていかなきゃならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

補助金の額云々じゃなく、協働を進める施策としては非常に有効じゃないかと思うわけでございますし、20年度以降もぜひ続けていただきたいんですが、このように広く門戸を開けておいても乗って来ない地区というのものもあるわけでございます。したがって、これらはこれで自主自立、いわゆる手を挙げないところはしようがないじゃなくて、これらをまたフォローする、手を挙げないところをフォローする対策というの、協働のまちづくりを進める上で、考えなければならないことにもなるんじゃないかと思うんですが、この辺はいかがでございましょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

この制度は自分のところで自主自立を図ったり、あるいは地域の活性化を図るということでの大きな地域おこしの目的があるわけですので、やはりいろんな行政としても、そこら辺を支援するという形で、いろんな角度から応援していかなきゃならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

ぜひお願いをしたいと思います。

それから、先ほど市長さんの方から各種審議会への参画もということだったんですが、このことにつきましては公募委員はともかく、行政での人選なんですけども、同じ人が毎回名前を連ね、指定席化とか、あるいは偏り化しているというご指摘も耳にするわけなんですけど、どのような選任基準で行われているもんなんですか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

今、合併に当たりましていろんな計画をつくったり、新たな審議会等を起こしているわけですので、その中でたくさんの方からの意見を取り入れたいということで、公募委員なりを設けているわけですが、やはりその審議会、あるいはそれぞれの計画の目的に沿った、一般的にはご意見をお聞きをする中で、その出たものを担当課、あるいは理事者で中を見ながら、人選をさせていただいております。

今議員ご指摘のように、やはりここ1年間を見ても、人数が余り多くないということと、

何人かが同じ方が出されていることでは、もう少し工夫が必要なのかなという感じも持っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

私は当然のことなのですが、選挙で選ばれた市長さんが委嘱する権限があるわけですので、これはやっぱり尊重しなきゃならないというふうに思うんですが、片方では市民の声も大切にすることになりますと、細かいことですが、開催日とか時間を市民の皆さんに合わせる工夫ということになるんですかね、幅広く人選できるような工夫も必要じゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

それぞれの審議会、計画の段階での日程調整はして、多くの方が出れるようにしとると思っておりますが、そのことを心がけていくようにしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

次に、2点目の市の果たすべき役割についてでございますが、市民の自主自立、自己責任という言葉が飛び交ってるとんですが、財政が厳しい折、団体への補助金の見直しとか、減額の方というような話なども随所で聞かれるわけなんですけど、今まで補助金をいただいていた団体など、行政を補完していたというふうなことも事実でありますので、安易にこのような言葉を発して、もう打ち切られるんじゃないとか、いろいろこういう懸念を抱かせないように話し合いをよくしていかなくちゃいかんと思いますし、今後とも協働というのは字のごとく、公益を担うパートナーとの関係でございますので、補助金を仮に出せないということになれば人材を出すなど、ほかの方法も視野に入れた考えが必要じゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

いろんな団体、あるいは活動してる方に補助金等が出てるわけですが、きのうから出てますように、行政改革の中では一部事業の見直し等も話が出ております。やはりそこら辺を見ながらせんきゃならないと思っておりますが、やはりそれぞれの団体が自主自立、あるいは貢献できるものについては、大切にせんきゃならないというふうに思っておりますので、そこら辺の内容については、また一つひとつ調査するのも必要だし、またその団体等とも話をしながら、急にこちら側から進めることのない

いようにせんきゃならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

市長、3月議会冒頭の18年度の施政方針の中で人的支援ということで、一定地域のまとまりごとに担当職員を決めて、地域へ出向させるためのチームを庁内につくり、支援体制を整えて地域づくり活動を広めていくというふうに明言をされておるんですが、現在どのように行っているのか、お伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

そのようなこととお話をして、庁内の中でも検討してきましたが、なかなか担当制というようなものが現実に難しいということから、地域づくり室が窓口になり、あるいは能生事務所、青海事務所が窓口になって、それらに対応していくというのが今現状の考えであります。市長からも指示をいただいておりますが、中身についてはもう少し、地元とどうやってつながりを持てるかということを考えながら、少し検討していきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

私は市長の施政方針に賛成、同感なんですけども、この協働によるまちづくりを考えた場合、さらに一歩進めて、地域担当職員制度というものをつくったらどうかなということさえ感じておるんですが、いかがでございましょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

旧糸魚川市のときに、そういう担当制をつくりましたが、やはり地域のバランス、あるいは担当者がなかなかうまく地元と接点が取れなかったり、いろいろな問題点もあったわけでありまして、そこら辺のネックがありまして、なかなか市長の指示のもとに動けないのが状況かなというふうに思っています。

そんなことから、各地域の自治区等との窓口を、まず地域づくり室として、そこら辺の中を精査する中で、議員の言うことが前進するように、また検討していきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4 番（渡辺重雄君）

いろいろなことのリスクなり弊害等も、新しい制度になればあると思うんですが、私はこの市の果たすべき役割の中で、協働を担うことのできる職員というものを、まずきちっとつくっていただかないと、難しい問題じゃないかなというふうに思いますので、その辺、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、市民ニーズと時代をとらえた組織づくりと職員の意識改革についてに入りますが、1点目の効率的な組織体制と総合調整機能についてお伺いをしたいと思うんですが、最近、ワンストップサービスという言葉をよく耳にするわけですが、糸魚川市も1カ所の窓口で、すべての用が済むようになっておるのでしょうか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

なるべくそのようなことを心がけておりますが、やはり来られる方が専門的なものが入ったり、いろんなことから複数にまたがるものがありますので、1カ所でそれらをこなすというのは、なかなか難しいかなというふうに思っております。

ですが1階の窓口でほかの課のところの相談があれば、その下の方にほかのところの担当者が、その場へ出向いて対応するようにということでの話をさせてもらっているのが、現状かなと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4 番（渡辺重雄君）

職員の対応についてでございますが、2点ほど事例を挙げさせていただきたいんですが、まず1点目、市民のお尋ねに対して、最初に受けた職員ができないと答えた。困ってその方は他の係にも再度同じことをお尋ねしたと。そしたらできるということだったと。

2点目、国や県の情報が「おしらせばん」に掲載されていたので、お聞きすればわからないので調べてご連絡いたしますというふうに答えられた。しかしながら連絡がなく、期限が来たので、やむを得ず国の方へ照会し、直接掛け合ったところ、何とか可能になったというような話もあります。

常にそうだといいことじゃないんですが、そういう話もお聞きしておりますが、これを聞いたときに、最初の話だけで納得したり引き下がったんでは、大きなマイナスになり、損害をこうむるということにもつながるわけですので、この辺のことについては、どのようにとらえておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

その内容等にもよると思いますが、やはり1つの係の中で若い職員もおるし、ベテランの職員も

おるんだらうと思っておりますので、その中での対応で幅の広い知識を持っておれば、ある程度答えられたものが、その人が若かったものだから、答えられなかったというのがあるのかなというふうに思っていますが、そういうことのないように、また広い視野を持つように、努めんきゃならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

栗林助役。〔助役 栗林雅博君登壇〕

助役（栗林雅博君）

大変まずい現象だというふうに思っております。それで職員にもいろいろな研修の制度を通じて、制度には必ず幅があるはずだと。だから職員がしっかり勉強して、その幅の限度というものを認識をして、市民の問いに対して間違いのないような回答をするようにということをやっております。ですから、こういったことについては職員の勉強不足から、こういう現象が出たんだらうと、こう思っております。ですから、今後はそんなことのないように、やはり管理職が中心になって職員の育成に当たってまいりたいと。大変まずい現象だと感じております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

次に、きのうの伊藤議員のご質問とも関連するんですけども、行政改革の実施計画も出されておりますが、要は実践だということに尽きるわけなんですけど、このチェックをどのようにするか。いわゆる6カ月で点検し、1年ごとでローリングで見直しをするというお話であったわけですが、継続的な改善をということで、確実に進めるためにもチェックをする専門部署を設けて、目標を確実にクリアできるように、経過を年度途中でも常にチェックできるような、それから指導できるような体制というものをつくられたらいかがなんじゃないかと。

今、人員に少し余裕のある時期でございますので、ぜひこの行政改革が定着するまでで結構なんですけど、そういう対応はできないものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

きのうも伊藤議員の方からスピーディーに、一つひとつ何をどうして、いつまでと、こういうことをはっきり手法を持ちながら、やれということも指摘を受けております。

議員からお話のありましたように、6カ月に一度ずつチェックをしながらいくということで話をしておりますが、そのことをしっかりチェックしながらいくことと、今お話のありましたようにどなたか、今の場合には総務課と企画財政課が主にチェックをし、それぞれの部会の中で話をし、最終的には本部の方に上がっていくわけですが、そこまでするとまた時間もかかるだらうし、手ぬるくなるんだらうと思っておりますので、今のご提言につきましては専門的な話、あるいは集中的に管理す

るという面では、やはり早く進めたり、あるいはその目標をはっきり進めるということでは、いい提案だと思ってますので、早急に理事者と話をしてみたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

行政改革の問題だけじゃなくて、ほかの計画も順次整備されておるわけなんですけど、これらも含めてチェックをできる専門的なGメンと言いますか、そういう部署があればそれぞれが緊張感が出て、真剣にやるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、2点目の職員の意識改革と人材の育成、活用についてお伺いをしたいと思います。

今、行政に求められているものとして、ホスピタリティーの向上とか、あるいは行政速度の向上、情報発信度の向上というふうなことが求められておるわけなんですけど、これは組織全体にも言えることなんですけど、職員個々にも求められていると思うわけですので、その辺はいかが認識をされていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

新しい市になりまして、やはり職員に期待する市民の声も多くあるわけですので、やはりそれに
+ 応えるには、職員一人ひとりが研鑽をすることが大切だと思っております。

そんなことから合併以降、助役を講師にしたり、あるいは課長職が講師になったり、いろんな角度から研修を行ったりしておりまして、引き続きそれらのことを行いながら、職員一人ひとりがそれらに応えるように、努めていくようにまたしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

自主自立を市民や外に求めるという前に、まず、職員の自主自立をお願いしたいところでございます。既に研修を積んで、勉強を積んでおられるということなんですけど、お願いしたいのは、市民と遊離していたんでは、勉強してても問題が解決しないわけですので、市民の要求はどこにあるかというのをキャッチする能力と、先ほど挙げました3つの向上を、実際に頭で考えるよりも、民間の体験を積んでいただくというふうなことの方が早いんじゃないかと思うんですけど、この辺のところはいかがでございますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

どちらかというと、いろんなことでは政策的な立案能力がないとか、新たな法整備的なものが欠

けてるとか、あるいは企画力が少ないとかということのご意見を聞いておりますので、それらのことについて、ことしは重点的に職員の中央への派遣等をしながら努めております。

また、民間のことについてのご提言もありましたが、昨年、地元の大企業のところに職員が行って研修したこともあります。やはり行政の中でわからない、民間が持っているものというのは、非常にあるということは認識をしておりますので、機会をとらえて努めていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

昨年、政務調査で、長野県の下条村へ訪れたんですが、ここの村は少子化対策で全国的にも評価の高いところだったんですけども、ここでは職員全員を民間企業へ1カ月出して研修をしてもらって、非常に効果を上げてると。そして他の自治体に比べて、その職員数を極端に減らして、この忙しさと緊張感の中で一生懸命仕事をされていると。浮いた財政で少子化対策をしていると。どこかでお金を生み出さなきゃいけないわけですから、そういう苦労、努力をして、少子化対策に成功しているというふうな話を聞いたんですが、このキーワードは、やはり私は民間へ体験による研修をした成果が非常に大きいというふうに感じてきたんですが、再度、そのような事例を考えたときに、本市ではどうかなというふうに思うんですが、もう一度お願いしたいと思いますが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

私事であれですが、40歳代のころに地元のガソリンスタンドに1週間、役所から派遣ということで研修に行かせてもらいました。やはり民間というのは非常に厳しいものがあるなということと、やはりその日、その日に、即判断をしなければならんということでは、非常に知識を得る機会を与えていただいたなというふうに喜んでおりますが、今議員のご提案については、少し中で検討してみたいなと。人員、あるいはそれぞれの体制、いろんな角度から見て、やっぱり企業から得るものというのは、これまでの議会の中でも、そのようなことを言われてきておりますので、少し前向きに検討してみたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

それから職員の削減計画と並行しまして、今いる余剰人員と言うと非常に失礼に当たるかもしれませんが、この活用方法をきちっとする必要があると思います。そんなことはないと思いますが、ただ単に各課へ配置するのではなく、合併当初だからこそ、ここに力が必要だというところに投入をしていただいて、削減計画が終了するときには、通常の状態にもっていくというようなことで、特にその辺に力を入れていただきたいというふうに思うんですが、いかがでございますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

職員の定数管理につきましては、それぞれ行革等で委員会、あるいは議会の方にお話をしております。10月ごろまでに、一定の各課の割り振り人員を定めていきたいということを話しておりますので、それらの中で、当然人員というものがはっきり出てくると思ってますので、それらをどうするかということはさらに精査をし、より早く目標を達成するように努めんきゃならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4番（渡辺重雄君）

情報化社会におきましては、経営資源は、人・物・金と言われていた中に、情報と時間というものが入ってきたと言われとるわけなんです、その中でも人というのは、この経営資源を生かしたり殺したりということで、人というのは非常に大事な位置づけをもちろんでございまして、職員の意識改革と人材の育成というのは非常に重要になると思います。

最後に一般論として、行政や公務員の無謬性の原則というのは、これは意識改革と行政改革を妨げている一因ではないかというようなことを記事で見たことがあるんですが、市としましては、このことについてどのようにとらえておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

いわゆる行革等への取り組みに対してやる気がないとか、そんなようなことをおっしゃっているんだらうと思っております。確かに1つの組織の中で大きくなればなるほど、そういった傾向が出てくることは、いろんな組織から言えることでございます。

ただ、今回もこのような形で行革を進めておるわけございまして、特に合併後ということで、職員もいろんな仕事の中では、いろんな戸惑いもある中での取り組みでございます。行政として、そういうのが一般的だと言われぬように、一生懸命に取り組まんきゃいかんと思っておりますので、またいろんなことで行革に対してご意見をいただきたいと思っております。

それから、行革ということで、すべてについていろんなことの議論がなされておるわけございまして、やはりそういった面では、もう少し集中的にやっていかないと、この行革自体といったものも広げるだけ広げてという形では、うまくいかないのではないかなというような感じを持っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。

4 番（渡辺重雄君）

きょうは市民と行政のつながりについて質問をさせていただいたわけですが、市民に信頼感と満足感を与えられる行政を期待をしておるわけですが、そのためにも職員の意識と行動の改革を行っていただいて、よい意味で市民に対し対応が変わったと思われるような形をお願いをしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

以上で、渡辺議員の質問が終わりました。

ここで昼食時限のため 1 時 15 分まで休憩といたします。

午後 0 時 11 分 休憩

午後 1 時 15 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、畑野久一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。〔26 番 畑野久一君登壇〕

26 番（畑野久一君）

新政会クラブの畑野でございます。

事前に提出いたしました通告書に基づきまして、私はこの機会に次の 3 点についてお聞きするものでございます。

1 つは、高齢者に重い税制改正と市民の苦情について、2 つ目は、合併に伴う未調整項目の検討状況について、3 つ目が、北アルプス塩の道ルートが日本風景街道として国土交通省の支援を受けることについての 3 点についてでございます。

最初に、高齢者に重い税制改正と市民の苦情についてでございますが、平成 17 年 4 月 1 日、当市は 18 年 4 月 1 日のデータがあるんですが、県、国と比較のために 1 年さかのぼりますが、65 歳以上の方が 30.1%、新潟県は 23.7%、日本国全体では 20.0%、こういう数字になっております。約 5 万人の人口ですから、30.1%という数字は 1 万 5,417 名が、当市における 65 歳以上の方だということになるわけでございます。当市にとりましては、非常に大きい課題と言えらると思います。

2 つ目の本件についてのかかわりでございますが、本来、税制の問題は、国の問題ではございませんけれども、私がここで申し上げます元は税制であって、それに基づいて国保税、あるいは介護保険料等が重たくなると、こういうことを申し上げたいので、あえて高齢者の市民の生活をしっかりと守るのは、地方自治体の大きな課題であるということで、このたび一般質問をさせていただくものでございます。

もう1つの理由は、私も24年にわたる議員生活をやらせていただいとるんですが、今回のこの税制改正に伴っての国保税、あるいは介護保険料等が大変重たくなつた。これはどうしたんだろう、間違つとるんじゃないかと、こういう苦情、問い合わせを、これほど私自身多く受けたことはない。聞いてみますと同僚議員も、ほとんどの人はそういう苦情を市民からお受けしとる。また、調べてみますと近隣の市町村でも、大変多くの苦情、抗議を申し出ていると。

こういうようなことから、私はこの機会に高齢者に重い税制改正と市民の苦情ということで、

- (1) 高齢者の住民税、国保税、介護保険料負担増に伴う市民の苦情の実態をお伺いしたい。
- (2) 市民への説明体制が不十分との声が多いことに対する市長のお考えをお聞かせいただきたい。
- (3) 負担増に伴い、いわゆる施設から在宅介護へ切りかえるということが、全国的に出ているというお話もあるわけですが、当市でそのことはあるかないか、そのことをお聞かせいただきたい。
- (4) この住民税が従来非課税から控除がなくなる、圧縮されることによって、今度は課税対象になった。それをもとに国保税、介護保険料が決められるもんですから、そういうことのほかに今後、医療制度の大変厳しい改正がもう既に始まっておるわけなんで、これから65歳以上の高齢者は、税の負担と医療の不安に直面せざるを得ない。こういうことに対して市長は、高齢者へのどういう取り組み、配慮をなさるのか。このことをお聞かせいただきたいわけでございます。

2点目の合併に伴う未調整事項の問題でございますが、合併して既に1年半経過いたしました。今回の一般質問で、初日に同僚の斉藤議員が消防団の取り扱い、昨日は野本議員が市民法人税の問題、私はきょうは細かい問題を若干、未調整事項としてお聞きするわけでございます。

旧糸魚川の時代、平成15年12月3日に、私たち同僚議員、たしか4名ばかりだったと思うんですが、政務調査で千曲市へ合併の調査に行ったわけでございます。そこは全国的な合併より1年半早く、15年9月1日で合併しておりまして、かつての更埴市に戸倉町に上山田町が合併して千曲市になったわけでございます。なぜそこへお伺いしたかと言うと、長野県の県の職員を、恐らく県下の一番のトップバッターとしての合併市ということで派遣したんだと思いますが、既に4、5年、県から更埴市へ派遣された課長補佐からお聞かせいただいた記憶に残る言葉があるんですが、「合併前半、合併後半、まさに前後1年は合併モードで日々市民から、あるいは国・県からのいろいろの課題があるけれども、なかなか現実問題としては対応できないと。さりとて合併して半年以上たって、まだ合併だ何だかんだと言ってたんでは新市はなかなかできない。この辺を十分念頭に置いて糸魚川市でも合併問題に取り組んでいただきたい」と、こういうお言葉をいただいたのが頭にあって、今回質問するわけでございますが。

やはりこのたびの総合計画を8月3日ですか、審議会の会長から米田市長への答申に当たり、たしか6項目の総合計画はもちろんだけれども、特に、ここと、ここと、ここの部分に力点を置いて取り組んでいただきたいと、こういう文書があったわけなんです、その1番は、やはり新市の一体感の醸成ということであったわけだと思えます。これは皆さんご承知のとおりでございます。

そういうことを考えますならば、やはり合併協議会するとき、5年間の間に何とか方向性を打ち出したいとか、あるいは統一したいと、あるいはつくり上げたいということで、合併協議会で話し合

っても、いざ合併したらできるだけ早く一本化した中で、新しい糸魚川市としての体制を整えると同時に、市民がそのもとで新しいまちづくりに取り組む、こういう体制が必要なんでないか。そういう視点から、未調整項目として私が見ております、

- (1) 市の花、市の木の制定について、どのような検討と見込みになっておるのか。
- (2) 市民憲章の制定は、どのような今取り扱いになっているのか。
- (3) 行政区と嘱託員制度について、どのようになっているのか。
- (4) 料金問題で、下水道料金を早く統一すべきということになっているんですが、検討はどうか。この辺をお聞きしたいわけでございます。

最後の3点目の北アルプス塩の道ルートが、日本風景街道として国交省の支援を受けることについてでございますが、私自身もそう思いますし、かつてよく言葉で出るんですが、日本の北アルプスは、まさに世界に冠たる観光資源だと、私もそう思っております。ましてや、これから比較的遅れていた東南アジアの国民の皆さんの所得が上がった場合には、やはり海外旅行。海外旅行で何を日本に求めるかということ、雪と温泉ではないかと。それらを持ち合わせるのには北アルプスであると。そういうことと、7年か8年後に北陸新幹線の糸魚川駅が開業した場合に、この北アルプスの北の玄関口に当たるのは糸魚川駅ではないかと。こういうことを考えますならば、この種のテーマというのは、当市にとりまして大変重要だと、このように考えておりますし、また、この問題だけではなく、かねがね北アルプス、あるいは姫川流域を通じた当市、小谷、白馬、あるいは大町等の行政の共通課題が多々あるわけなんで、この辺についての今後の取り組み体制について、市長はどうお考えか。この辺をお聞かせいただきたいわけでございます。具体的には、

- (1) 国交省への応募に当たっての当地域の対応について伺いたい。
- (2) 国交省の具体的にはどういう支援があるのか、お聞かせいただきたい。
- (3) 近接市村との今後の連携について伺いたい。こういうことでございます。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

畑野議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問であります。苦情の件数といたしましては、住民税、国保税に関する問い合わせ全体といたしまして、おおよそ300件程度と見ております。主な内容は、税額の増減に関するもの、所得や各種控除など課税内容を照会するものであります。

また、介護保険料についても同様であり、主なものは3年周期の見直しや、税制改正による保険料増に対する照会でありました。

2点目の説明であります。税制改正や料金改定の説明は、申告の機会や老人クラブ等各種会合をはじめ、「おしらせばん」の特集記事などにより周知に努めてまいりました。

前段申し上げましたように照会はありましたが、いずれも説明をいたし、ご理解いただいたところであります。

3点目の在宅への切りかえにつきましては、経済的な理由により、市内の施設から要介護者1名

が在宅介護に移行したことを把握いたしております。

4点目の施策であります。経済的支援策といたしまして、介護保険制度では負担が高額となった場合の還付や、低所得者への負担軽減などの制度があります。また、配食サービスなど幾つかの市独自の生活支援事業も実施いたしております。

2番目の合併に伴う未調整項目の検討状況のうち1点目と2点目、市民憲章及び市の木、市の花の制定につきましては、現在、市民憲章等検討委員会を開催し、制定の意義、方向性などについて検討を進めており、年度末までに委員会の意見を取りまとめていただくことにいたしております。

3点目の行政区につきましては、当面は現行制度を継続し、住民の意向を踏まえ、数年をかけて調整することといたしており、昨年度の地域審議会において現行の制度について説明し、意見を求めたところであります。

また、公民館制度とも関連することから、教育委員会では今後の公民館制度のあり方について検討を進めており、一定の方針案がまとまった段階で、自治会制度のあり方を調整を図った上で、市の方針を決めたいと考えております。

嘱託員制度につきましては、制度のなかった旧青海町についても、本年4月から16名の嘱託員を委嘱し、市内一律の制度にいたしております。

4点目の下水道の料金体系につきましては、基本料金は統一されておりますが、超過料金などにばらつきがあることから、5年以内に統一する方向で調整を図るとされております。

下水道事業については一般会計からの繰入金が大きな割合を占めていることから、現在、長期財政計画及び調整整備計画を策定しており、これらの中で料金改定を含めた料金の統一を図りたいと考えております。

次に、3番目の日本風景街道についてであります。1点目の応募に当たっての対応につきましては、本年2月9日に国土交通省北陸地方整備局主催の説明会が行われた後、今後の進め方について協議をするとともに、2月20日には長野県大町建設事務所主催の大北地域の打ち合わせ会にも参加いたしております。また、3月11日には、応募主体であるアルプス塩の道交流会議が行われ、塩の道ルートについては、新潟県側と長野県側を1つのルートといたして応募することとなりました。当市も本事業を推進するための構成団体の一員として参画いたしております。

2点目の支援策の内容につきましては、当初、20件程度のモデルルートを選定し、活動内容に応じて事業の2分の1を補助することとされておりましたが、応募のあった全72団体が支援されることになったため、支援内容につきましては、今後検討されることになっております。

3点目の今後の連携方針につきましては、現在、沿線の自治体で当市のほか大町市、塩尻市、白馬村、小谷村がアルプス塩の道交流会議に参画をいたしており、民間の取り組みをサポートするとともに、共通認識であります塩の道地域の美しい景観の形成、塩の道とその沿線地域の情報発信などを図るべく、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番(畑野久一君)

2回目の質問に入ります。

高齢者、具体的には65歳以上に重い税制改正ということでございますが、冒頭申し上げましたように当市は30.1%、こういう数字でありまして、1万5,417名の方というのは、5万人ですから大体そうなりますね。ただ、私が申し上げたいのは、1万5,400人という数字がいかにか重いかということ、皆さんがもっともっと実感としてしっかり受けとめる必要があるんじゃないか、このように考えております。

市長、1万5,824という数字はご承知おきですね。これは昨年4月の市長選挙のとき米田市長が、一生懸命頑張って当選されたときの得票数なんです、1万5,824、ほぼそれに匹敵する、昨年4月1日ですかね、1万5,417名という65歳以上の方が当市にいらっしゃるんです。ですから65歳以上の方が全員投票して、ある人に集中しますと、市長の座すら不可能でないという数字になりますし、また、市議員だって30名あって、平均1,000票でも半数は獲得できる。これほどのお年寄りの人たちの存在感というものがあるということ、やはり行政においても認識する必要があるんじゃないかと、このように考えておるわけでございます。

それで議長にご了解いただきたいんですが、税制というのは、なかなか言葉では難しいものから、私は資料をちょっとつくってきたんで、これでご説明させてもらいたいんですが、後ろの方はこれを見てください、中身は同じですから。

住民税、国保税、介護保険料、三重の負担増ということで、ここに書いてありますのは年金受給者、住民税の主な控除額、これは65歳以上で連れ合いが老人配偶者控除を受けられるという人のケースなんです、昨年までは公的年金等の控除は140万円だった。ところが、これが20万円カットされたんですね。それから基礎控除の33万円は、ことしもそのまま引き継いだ。それから老人配偶者控除の38万円もそのまま。問題の大きいのは高齢者控除48万円が、ことし控除対象から外れたんですね。そうすると、それ以上の所得に対しては、もちろん課税される。同じ年金で65歳の方が、昨年と同じ年金であっても公的年金等の控除が140万円から120万円、20万円カットされた、圧縮された。それから高齢者控除が48万円まるまるなくなった。68万円分が昨年までは控除だったけど、今度は課税対象になった。こういうことで、いわゆる今度は住民税がかかってくる人がふえたと思うんです。住民税が課税対象か非課税かによって、国保税と介護保険料は相当変わるんですね。その三重苦に65歳以上の高齢者が大変苦しみ、悩んどると。このことに対して、これは税制ですから特に控除を圧縮とかなくすのは、これは内閣総理大臣に文句を言うよりしようがないんですが、私は米田市長にどうこうと言えません。しかし、これがベースになって介護保険料、あるいは国民健康保険税が決められておるものから、大変市民の65歳以上の皆さんが苦しい状況に追い込まれてますよと、このことを申し上げたいわけでございます。

先ほど市長は約300件ということで、やっぱりそんなもんかなと思うんですが、私の調べた魚津市が4万6,000人で、約1カ月間で400件近い苦情、しまいにはもう介護保険の厄介にならんでもいいというぐらいの極論があったらしいですね。それから砺波市が4万9,000人で、20日間で351件の問い合わせがあった。これほど税制改正と、それに伴う国保税、介護保険料の改正が住民の大変な負担になつとると、こういうことを申し上げざるを得ないわけです。

魚津市では、この税制改正に伴う改正によって、介護保険料が倍増になった人が2,000人いるというんですが、当市はどれくらいいらっしゃいますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

税制改正によっての介護保険料の影響というご質問でございますが、介護保険の算定につきましては、税金のランクによりまして、それぞれ介護保険料が定められております。増税になっても、そのランクの中で動かなかった方は、もちろん介護保険料そのものが第3期で見直しになっておりますので、それによった料金は納めてもらいますが、ランクが変わった方がどれだけおられるかというデータを抑えておりますので、ちょっとお話をさせてもらいたいと思っております。

26番（畑野久一君）

いやいや、倍増になった人はどれくらいかと、答えられないなら答えられないで言ってくださいよ。

福祉事務所長（小掠裕樹君）

倍増というデータは、ちょっと抑えておりません。申しわけございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

今度はよく調べといてくださいね。これはやっぱりどれほど住民の負担になっとるかというひとつのデータですよ。

それで、その次に質問しようとしたのは、今所長の言おうとしたところなんです。認定の所得の階層、今まで1から5だったが、今度は1から6になったんですかね。事務報告書の145ページを見ますと1から5段階あるけど、1というのは1万5,500人ばかりうち70人ぐらい、ほとんどゼロに等しいんですね。しかし、第2段階が5,200名ということで33.5%、第3段階が7,441名ということで49.7%、ほとんどなんです。第4、第5というのは11%、あるいは7%弱しかいないんですね。これがどうなったんですか。結構上の方へ移動したんじゃないかなと思いますが、その辺をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

これも増減のデータしか今ちょっと手元にございませんので恐縮ではありますが、従来のところよりも1段階上がった方が約8%ございます。今までの納付の段階から、税制改正によって課税の段階が1段階上がった方ですね、それが8%おいでになられます。それから2段階上がった方が約7%、いずれも端数省略でございますが、約7%。それから3段階上昇の方が0.1~2%ぐらいかなというふうなデータを、一応把握をいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

私も65歳になりましたんで、今回通知をもらったんですよ。こういう通知で、小さくてわかりづらいですよ。私は結論は、それを言いたいんですよ。

これを見ますと激変緩和措置対象者がいらっしゃるということなんですね。急に上がって大変だろうからということで、3年間で本来に戻ってくる。じゃあ激変緩和対象者は1万5,500人のうち何名ぐらいいらっしゃるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

激変緩和につきましても1段階上がった方、2段階上がった方、それぞれおいでになりますが、総合計で申し上げますと2,338人という数字になっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

私はもう少し多いんじゃないかなと思うんですが、それにしても2,000名を超す方々が激変緩和措置を受けるということは、いかに今回の税制改正に伴う介護保険料等の引き上げというのが大きいものかということ、如実にあらわしとしたいと思います。

それで在宅介護への問題ですね。これは特養とか、そういうところへ入っても、昨年の10月からは介護関係、今度は医療保険ですか、10月から食費と居住費が自己負担になるんですね。従来6万円ないし弱だったのが9万円ぐらいになるんですよ、あるいはなっとる人がいるわけですね。

私たち新政会で8月15日に情報を出したんですよ。そのとき、これから医療制度の改革によってどんどん重たくなりますよと。そしたらやっぱり深刻な問い合わせが来たんですよ。今まで6万円弱だったけれども、食費と居住費で3万円足して今度は9万円になると。これを払うと、これは女性なんですけど、残り自分は3万円しかない。これを見ますと月11~12万円というと、旦那さんの年金を半分もらってる層かなと思うんですが、そこから今度は管理費、それから病院へちょこちょこ通ってるらしいんですね、施設へ入ってますけど、その医療費。あるいは日常生きていくために多少の衣料等を買おうと、とてもじゃないが生きていかれんという深刻な問い合わせがあって、ぜひ私たち議員に会わせてくださいと。

ところが我々は一般質問ですから、昼間会えないんですね、この一般質問があした終わったらお会いして、生の声を聞きますということになっとるんで、今後の中でまた参考にしたいんですが、非常に身近にも税制改正と国保、介護保険料の改正、それから医療保険の改正によって、身近なところで生活苦に追い込まれている人が多いってことを、ひとつ認識していただきたいわけでご

ざいます。

先般、ある新聞に載ったんですが、30都道府県で既に1,300人を超える人が退所せざるを得なくなっていると、こういうデータのデータがあるんですね。ただ、それが金を払えるか、払えないかはともかくといたしまして、現実にはそういう事象が起きるとということだけご理解いただきたい。

この上に、ことしの10月から現役並みの所得がある高齢者の自己負担が2割から3割、これは大きいですよ。それから療養病床の人たちが、先ほど申し上げましたように食費と居住費が上がると。それから2年後の4月より70歳から74歳、高齢者の負担が1割から2割になる、これも大きいですよ。

医療制度、これからさらにどんどん高齢者の負担が重くなってくると。こういうことになっとなるから、要は私が申し上げたいのは、やっぱり行政の皆さんが、私自身もこういうのをもらって、あるいはこれは納めるというあれですよ。市民の当事者の目線に立って説明の資料、あるいは説明の場をつくると同時に、どうしても午前中やほかの質問者にもありましたように、行政は縦割りの域を出たがらないんですね。

そこで私も今回期待しとったんですけど、小林部長は1階の長ですよ。そうであれば徴税するのも、介護保険も、国民健康保険もすべて小林部長の所管なんですよ。そうであれば、国の税制がこういうことになったんで、その国の税制に伴って介護保険、あるいは国民健康保険税がこうなりますと。ある程度系統的な、しかもわかりやすい市民への説明をすべきだと、努力をしていただきたいという気持ちなんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

ただいまの畑野議員がご指摘のとおり、確かにご本人にとっては非常に制度的なものから始めまして、説明不足の部分もあったかと思えます。確かに私、市の方で受け付けました苦情、問い合わせにつきましては、詳細な内容ということでは把握しておりませんが、議員の皆様方がいろんな地域の方から、そういった苦情をお聞きしたということであれば、私どもに対する苦情、あるいはその問い合わせ等は、若干ニュアンスが違っているものもあったのかなというふうに、ただいま認識させていただきました。

市民の方に対してのご説明につきましては、今後、ただいまのご指摘等を踏まえまして、よりわかりやすいもの、あるいは文書で説明がどうしてもご理解できないようであれば、地区に出向いての説明等要望があった段階で、順次対応していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

わかりました。努力してください。

文書では、特に税制や制度改正というのは、なかなかわかりづらいですよ。私でさえこの程度は考えつくんですよ。やっぱりこういうものをある程度含めながら、該当者の皆さんに、ああ、そうであればやむを得ない、しかしこうあってほしいとかという。納得いかななくても、ある程度理解できるような説明資料等を、やっぱり創意工夫をやるべきだと。

話はちょっと違いますけども、下水道の例ですけど、私は下早川での説明会のときやなんかは、どうもただ文書とか言葉だけが走っとるんですね。住民の皆さんの目線に立って、いかに理解してもらうか。円グラフにして説明したらどうですかと、やっぱりやったらその後一つもないんですよ。そういう工夫を、総務課長、どうして職員にもっともっと徹底しないんか。私は日ごろそういうことを常に思っておるんですよ。やっぱり言葉での説明、文書による説明というのは限界があると思うんですね。ぜひひとつ、今後検討してください。

時間がないですから、次へいきます。未調整の問題、これは今市長からお聞きしますと、検討委員会で今検討を進めていて、年度末というんだけど、これしかし市長、年度ぐらいに早く決着つけて、やっぱり新年度予算の中に、例えばいろんな広報とか市民憲章やなんか飾るとするのは、金もかかるわけですよ。私は特に市民憲章なんかはもっともっと急いで、本来は合併する前、合併する前にできなかつたら1年ぐらいでつくって、それを5万人市民が、そこに心を1つに合わせて新しいまちづくりに進むんだという体制、それが一体感の醸成だと思うんですね。

そういうことからして、行政というのは時間がかかるのかなと思いますが、あんまり年度末なんて悠長なことを言わないで、ぜひひとつピッチを上げられるものは上げていただいて、年内ぐらいに方向づけをして、新年度の予算に絡み合わせていただきたいと。このことを申し上げて、次に移らせてもらいます。

日本風景街道、これ私もちょっと新聞記事の知識しかないんですが、国交省が募集したところ72ルートがあって、それだけだったら外すわけにはいかん、全部一応採用しようということになったんだそうですが、そのうちの約半分の33ルートを重点的に取り扱うということになるといんですが、この北アルプス塩の道ルートというのは、33ルートには残念ながら外れちゃってるんですね。その辺を確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

5月9日に、2回目の日本風景街道の戦略会議というのが中央で開かれておりまして、この中で全ルート、72団体を採用するということで決まったわけございまして、実は昨日、きょうと現地の調査を、中央から地元を当然含めてでございますが調査をしております、この中で、この調査結果を待って、日本風景街道とする条件をもう少し詰めていきたいというようなことで、まだ具体的に絞り込みの話は来ておりません。今後ということで説明を受けております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

そうですか。私が見た新聞だと、72のうち33ルートを中心に現地視察やヒアリングを行い、支援の具体策を検討すると。現地視察を今当市でやっとなんかということ、じゃあその33の中へ入る可能性もまだ秘めると、こういう解釈でいいわけですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

そのとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

ぜひ期待したいわけですが、このときの情報だと看板とか電柱の撤去、あるいは標識を統一するとか、ロゴを作成するとか、こういうのをとりあえず考えとるといようなことであって、まだ国交省も具体策は、その5月の段階でははっきりしてなかったんですが、私はこの項の結論を、市長、こういうことを申し上げたいんですよ。

冒頭申し上げたんですが、今でもありますが、かつて上越の22市町村で、上越地方振興協議会というのがあったですね。上越共通のあらゆる政策課題を網羅して、討議して、要望活動をやったり、こういういわゆる略称上振協的な組織を、この北アルプス、あるいは姫川源流にかかわる、少なくとも大町、糸魚川、白馬、小谷ぐらいのところで、常設機関としてつくるぐらいの気持ちが必要なんじゃないだろうか。

幸か不幸か大町でも新しい市長が生まれましたし、白馬も太田村長が先日誕生して、糸魚川も市長が誕生する。ということは、この問題もあります、いわゆるJR大糸線をいかに存続、発展させていくかという問題、今ある148号線のまだ小谷のところの改良をどう進めていくかの問題、もちろん松糸道路を本格的にこれからどうするかという問題もあります。あるいは姫川の河川の管理、あるいは砂防、あるいは広域観光。ところが、今はそれぞれの流域の組織があって、1年に1回総会をシャンシャンとやって陳情へ行く。簡単に言うと、それで終わるとるわけですよ。

4つも5つも問題がありながら、それを多面的に有機的にじっくりと検討、協議して、そこには行政も議会も商工観光者も、いろんなかかわりある県会議員や国会議員も入って、実のある運動を展開するということ、非常に必要なんじゃないだろうかという考えをこの際、ご提言申し上げたいんですが、参考になるかどうか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

非常にいいご提言をいただいたととらえております。

今議員のご指摘にもありましたように治山での状況の問題では、松本以北の沿線市町村でも構成させていただいておりますし、ただ単に1年に一度ということでもないわけでありまして、国土交通省の方々の非常に懇親を深めるような会議や懇談会をさせていただいている部分もありますので、そういった意味では、私も上越地方振興協議会と同じようなシステムというものも必要であるなどとらえております。同じ課題や、また同じ共同意識を持てる沿線市町村でございますので、そういったところに呼びかけもしていきたいと思っておりますし、たまたま今、この日本風景街道の戦略会議の調査に、東京大学の家田委員に入らせていただいておりますのでございまして、昨日、交流会の中で、その辺の糸魚川の状況も非常に丁寧にお話をさせていただきました。

そういった中で、非常にありがたいお言葉をいただいたのは、我々もいつも思っどるんですが、糸魚川、また特に長野県等を含めた塩の道ルートは、非常に資源が豊富だねというような言い方もいただいております。あとどのように、それを鎖のように連鎖していくのかというような話もいただきまして、非常に心強く思う次第でございますし、きのうは長野県側、きょうは新潟県側の方へ、新潟県側といいましても糸魚川を重点的に見ていただいているわけございまして、非常にそのようなことで心強く思う次第でございますし、また、今ご提言がありましたような組織づくりにも、私の方からも声を出させていただいて、ちょっと進めていきたいなというのを今考えております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

ありがとうございます。

ぜひひとつご検討いただきたいんですが、私は幸いにして下地があるんですね。市長も私も長い間議員をやっておったから、かつては北安曇郡に精通の宮澤敏文議員と糸魚川の小川県議が中心となって、この流域の関係者が一堂に集まっているんな課題を一生懸命に検討し、観光にも働きかけておった経緯があるわけです。こういうのがベースとしてあるわけですので、ぜひひとつ今回の風景街道の問題を含めまして、多くの政治課題、行政課題につきまして深く、広く、そして強力な取り組みができるような働きかけをできる体制づくりも、ぜひひとつご検討いただきたいということを最後にお願いたしましたして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

議長（松尾徹郎君）

以上で、畑野議員の質問が終わりました。

次に、松田 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。〔30番 松田 昇君登壇〕

30番（松田 昇君）

事前に提出いたしました発言通告書に基づきまして、以下3点について市長の考えを伺います。

まず初めに、障害者自立支援法の対応についてであります。身体、知的、精神の障害種別に分かれていた福祉サービスを一元化したもので、応益負担の考えに立ち費用の1割負担や食費などの実費負担を盛り込んだものであり、重度障害者ほど負担がふえる仕組みになっています。

- (1) 4月から施行になっていますが、どのように変わったのか。10月から本格的施行になりますが、どのように変わるのか伺います。
- (2) 地域生活支援事業が10月からスタートしますが、事業の内容について伺います。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画、地域福祉計画の策定委員会が開催され、計画づくりが進められていますが、基本的な考えを伺います。

次に、地域医療体制のグランドデザインの作成。

地域医療体制整備推進会議等を開催し、地域医療体制の取り組みがされていますが、この機会に、以下の点を伺います。

- (1) 糸魚川地域医療体制整備推進会議のこれまでの経過と、これからの取り組みの内容について伺います。
- (2) 救急医療、医師不足への対応について、基本的な考えについて伺います。
- (3) 糸魚川総合病院、医療生協姫川病院の連携と機能分担について、基本的な考え方について伺います。

最後に、ヒスイ峡、高浪の池の観光対策と、道路の維持、改良についてであります。

糸魚川は小滝川ヒスイ峡、青海川の橋立ヒスイ峡があり、国指定の天然記念物になっており、日本有数のヒスイの原産地でもあります。澄んだ川の流れの中に原石を見ることができるのは、言うまでもありません。今回は小滝川ヒスイ峡中心に取り上げさせていただきました。

- (1) ヒスイ峡、高浪の池の観光対策の基本的な考え方について伺います。
- (2) 県道山之坊大峰小滝線の改良計画について伺います。
- (3) 林道入山線、高浪線の維持、改良について伺います。
- (4) 林道入山線、高浪線、市道平山線、野口線も含めた県道昇格の取り組みについて伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

松田議員の質問にお答えいたします。

1番目の障害者自立支援法の対応についてのご質問の1点目ですが、4月から身体障害、知的障害、精神障害、3つの障害が一元化されて、同一の制度でサービスが利用できるよう変更となりました。利用者負担につきましては、原則1割負担となりましたが、それぞれの所得状況により月額の上限が設けられ、負担が重くならないような配慮がされております。

また、10月から本格的なスタートになりますが、居宅サービス利用者につきましては、障害程度の区分に応じて支給を決定する方法に変更されます。

2点目の地域生活支援事業につきましては、必須事業として相談支援事業や移動支援事業などがあります。また、市が独自に行う事業では日中一時支援事業、生活サポート事業を予定いたしてお

ります。

3点目のご質問であります、障害者計画、障害者福祉計画は施設入所から地域生活への移行など、自立支援法の体系に即して一体的なものとして計画づくりを進める考えであります。

また、地域福祉計画につきましては社会福祉法に基づく重要な計画であり、新潟県健康福祉ビジョン並びに糸魚川市総合計画との整合を図りながら、策定することといたしております。

2番目の1点目、糸魚川地域医療体制整備推進会議につきましては、糸魚川地域医療の基盤整備及び医療確保の実現に向けた具体策などを協議し、その推進を図ることを目的といたしております。

本年2月に糸魚川地域振興局と共同で組織化したものであります。今年度は6月8日に開催し、3つのプロジェクトを設け検討、協議を行うことといたしております。

その取り組みの内容につきましては、3つのプロジェクトの中で救急医療、医師不足への対応など4つの課題を検討を行っております。

2つ目の救急医療、医師不足への対応、3点目の糸魚川総合病院、姫川病院の連携と機能分担につきましては、今ほど申し上げましたプロジェクト体制の中で検討中の課題であり、この検討結果を受けて対応したいと考えております。

なお、医師不足への対応につきましては、糸魚川地域振興局とともに連携をいたしまして、医師派遣先の富山大学に出向き、医師確保について強力をお願いをいたしておるところであります。

3番目のヒスイ峡、高浪の池観光対策などについての1点目、基本的な考え方ではありますが、小滝川、青海川一体のヒスイ峡は、日本最大のヒスイの原産地として、糸魚川市を代表する大変貴重な観光資源であります。

また、高浪の池は景色もよく、静かな高原の池として、お客様に訪れていただける観光地であると認識いたしております。

2点目の県道山之坊大峰小滝線につきましては、小滝地区では小滝郵便局から昭和橋まで約600メートルの拡幅計画について地元説明が行われており、現在は測量調査を実施いたしております。この区間は橋の架け替えもありますことから、今後は国庫補助事業で早期完成に向けた取り組みを要望してまいります。

3点目の林道入山線、高浪線についてであります、道路の維持につきましては、定期的な点検や臨時の点検を行い、安全な通行のために必要な対応を実施しておりますが、改良につきましては、現在のところ予定をいたしておりません。

4点目の林道入山線など県道昇格の取り組みについては、今後どのような対応が必要か、糸魚川地域振興局と相談してまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました、再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

障害者自立支援法について、一問一答という形でさせていただきたいなというふうに思っております。

今市長から答弁あったように、軽減措置というのは法の中でも定められていますが、先日、新聞報道、9月7日の新潟日報なんですが、6月末時点で県内での負担増が理由で施設退所者数、身体障害者8人、知的障害者12人、計20人の方が退所したと。ケースワーカーが各家庭を訪問して状況を確認した結果、実際に本人への福祉が著しく損なわれている家庭が数軒あったということで、県が独自にそういう支援対策をしていこうということが報道されています。

担当課は、これまでの取り組みというのは一生懸命されてきたし、このことについては感謝いたしますが、その該当者、関係者をはじめ市民の皆さんに、こういう減免制度などの周知が徹底的にされたのか、減免のそういう漏れがないのか、現時点では問題点がないのか、この辺をまず伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

低所得者の方々への減免の措置、そのことの周知ということでありますが、それだけを取り出してというわけにはまいりませんでした。制度の改正の中で全般にわたって周知を図っておりますし、また、高齢者の集い等、老人クラブの会合等にも出向きまして、新しい制度の周知には努めてまいったつもりであります。軽減措置を取り出してということは、ちょっとやっていなかったというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

軽減措置ということを言ったんですが、確認の意味で再度お尋ねしますが、対象者にすべてこのことについては周知されている、このように認識してよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

周知する方法につきましては、先ほども話題になっておりますように文書による方法、それからいろんな会合に出るの方法と二通りをやってまいりましたので、すべてのということで念を押されましたが、私どもとしては、すべての人に伝えるような説明の機会をつくってきたというふうに思っておりますので、今後もまた機会をとらえて、周知の手だてをしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

6月議会でも申し上げましたが、障害者で1級の方は8万3,000円の年金、負担の上限が

2万4,600円、食事やトイレへ行く、あるいは移動する、外出するにも介護がなければ動けない人はもうお金がかかっていくよと、そういう言ってみれば制度だよということを言わせていただきました。ですから障害者から見れば、とても自立していけるそういう制度ではないよ、あるいは暮らしていけないよ、こういう訴えも私自身は受けているわけですね。

例えば居宅サービスで、ホームヘルプサービスだとか、デイサービスだとか、ショートステイを受けられている人で、市民税非課税世帯で本人収入80万円以下の方というのは、ほとんどの方はゼロだったと思うんですよね、3月までは。それが1万5,000円の負担になると思うんですよ、上限で。ということは、年間でいうと18万円の負担ということになるんですよね。

私が言いたいのは最初に言ったように、県ではこういう軽減措置、減免措置ということを取り組まれているわけですが、今回の自立支援法というのは、言ってみれば糸魚川市が実施主体になるわけですから、こういう減免措置というものを市独自で行えないものかということなんです、この辺いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

市独自の軽減措置をする気はないかというご質問というふうに思いますが、この自立支援法の制度の中で、国と県、市が負担割合を決めて定められた部分、それと市町村が独自に利用の状況をつくれる地域生活支援事業という大きな2つの枠がございます。それで前段の方の国の決められた枠の中でのサービスについては原則1割、所得に応じての軽減策ということで進めさせていただきたいと思っておりますが、市町村が利用者の負担を市町村の裁量で決められる部分については、できる限り軽減できるように他市の状況を見ながら、今、市としても考え方を固めているところであります。できる限りの対応は、したいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

最大限の努力をしていただきたいなというふうに思っております。

先ほど市長から答弁があったように、私の質問もそうなんです、10月から本格的な実施がされるわけですよね。利用者が申請し、3月まで受けていた方もそうなんです、市で状況把握するために106項目の調査をして、それから2次判定、あるいは本人の希望だとかいろんなことを聞く中で、正式に支給決定がされていくということなんです、今までこの中で、例えば申請された方の中でサービスを受けられなくなったり、あるいは非該当ということもあるんですが、非該当になったり、介護が1から6段階になっていくんですが、そういうことで低下された方だとか、そういうことでは問題ないのかどうなのか、今時点で。20日後から、10月1日から本格的に実施になるわけですから、今時点ではそういう問題があるかないか、お尋ねしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

制度が変わったことによって、今までのようなサービスが受けられなくなった状況が生じているかどうかというご質問と思いますが、今現在、そういった状況はないものというふうに理解をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

担当課、担当係の一生懸命な努力によって、そういうことで問題がないということで一安心しているんですが、市長の答弁にもありましたが、地域生活支援事業ということで、今回新しく相談支援事業というのが始まりますよね。これは福祉事務所の障害福祉係を中心に行っていくということも聞かれておりますし、地域生活支援センター「こまくさ」でも行うという話があるんですが、要は3障害が1つになって専門的にやっぱり相談を受けてほしいし、広範な糸魚川になったわけですし、広くなったわけですから、もっと委託するなりいろんなことで、この相談支援事業というのは広げていかなきゃいけないと思っているんですが、この相談支援事業というのは、私が調べた段階では福祉事務所と地域生活支援センターの「こまくさ」ということでお聞きをしていますが、ほかにどういうことを考えられてますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

お話いただきましたように相談支援事業については福祉事務所の対応、それから民間の法人であります地域生活支援センター「こまくさ」、この2カ所ということで考えておりますが、このほかにも障害者の相談員の方、県から委嘱された方、それに加えて市で新たに委嘱した方もおられます。そういう方々からも、加わっていただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

この相談支援事業というのは、ある意味ではやっぱり今回の自立していくということでは、非常にこの事業も私は重要だなというように思っております。

いま1つは、今言った地域生活支援センター、要は、作業所が法人化していくということをおっしゃられているわけですね。「ささゆり作業所」「ささゆり東作業所」「いちょうの家」「あけぼの福祉作業所」、これは心身障害者の施設。精神障害者の施設として、今言った地域生活支援センター「こまくさ」「好望こまくさ」「青空工房」「ひまわり作業所」ということであるんですが、設置目的や設置者、運営主体、あるいは指導員、作業内容等いろいろあるわけですが、今回の9月議会で議案第193号で地域生活支援センター「こまくさ」ということで議案として載っているんです

が、今言った「ささゆり作業所」を含めてほかの作業所というのは、どういう格好になっていくんですか。どういう取り組みをされていくのか。今回議案で載ってないんで、恐らく先延ばしの部分があるんでしょうけど、その辺はどういう見通しでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

小規模作業所の問題であります。これについては法人化を目指すということで作業をしてまいりました。今幾つかお名前を上げられましたが、具体的に申し上げますと、精神障害の通所施設、青海の「ひまわり」であります。それにつきましては今現在、つくしの里医療福祉協会、民間の法人に運営をお願いしたい。それから、あと同じ精神で能生に「青空」がございます。それから知的の関係では能生の「いちょうの家」、それから青海の「あけぼの」とございますが、これにつきましても社会福祉協議会の方で受けていただきたいということで、方向としてはそのように作業を進めております。

それから「こまくさ」につきましては、既につくしの里の医療協会に受けていただいておりますので、それをそのままお願いをしたいというふうな考えであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

受けていただきたいということですが、これはもう来年の4月までに取り組むのかどうなのかということですね。

それから7月4日、NHKの教育テレビで「福祉ネットワーク」、これごろんになった方もおいでになるかと思うんですが、通所作業所が、要は地域生活支援センターにかわることによって、作業に行くのに負担金というか、利用料というか、それが非常に重くなって大変だということをやわれているんですね。通所している方に見れば、非常に苦悩な生活というか、非常に節約、節約の思いで、せっかく通所作業所というか今度は支援センターになるんですが、行ってるんだけど、もう負担が大変だということをやわれているんですね。ですから、そのことも伺いたい。

ですから2点ですね、今所長が答弁されましたけど、じゃあ法人化されてない部分については4月までなのか、いつごろまでにするのか。それからセンターになったとき利用料金、負担金ですね、その辺がどうなっていくかというのは、やっぱり当事者にとってみれば非常に大変な思いだと思うんですが、その辺の見通しはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

法人運営の移行につきましては、19年4月ということで作業を進めておりますし、利用の負担につきましては、今現在それぞれ3,000円のところと5,500円のところ2つございますが、

法人が同じものに引き取られるということもありますので、今後調整しながら、この負担については同じレベルにしていきたいというふうに思っております。

それから、負担が大変高額になるという話につきましては、地域生活支援事業の中でこの事業を進める限りにおいては、負担は今のものを少し調整するぐらいで進められるというふうに思っておりますが、訓練等給付の方に移行した場合には、原則1割負担というものが出てくるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

今回10月から、もう1つ補装具の問題があるんですね。今までほとんど無料だったと言ったらあれなんです、それが1万5,000円だとか、約4万円の負担だとか、このようになるんだろうというように言われてますね。今まで市では半額、要は日常生活用具給付等事業で半額で済んできたという部分があるんですが、この間の「おしらせばん」を見ると、その制度をもう廃止しちゃおうよという話と、それから今言ったように補装具の負担が増になって大変だ、こういう声を伺うというか、私の方へ届いているんですが、これ何で今までの補助事業をやめるかという問題も含めて、これどうなんですか。「おしらせばん」に出てびっくりしている部分もあるし、その前に市民の方々からも聞いていたんですけど、なぜ市がいいことをやっていたのにやめるんですか。その辺、聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

補装具の自己負担分を、今まで市としては2分の1を補助しとった、それがなくなることについてのご質問ですが、私どもとしましては2分の1の補助を廃止するというよりも、そういう形で行っていたサービスの給付の体系が、新しい制度に変わったというふうに理解をしていただきたいと思っております。

というのは、今まで2分の1を補助しておりましたけども、個人負担そのものの設定の仕方が、今までと、これからでは変わるということですね。原則1割負担という状況になった場合には、必ずしも今までのような大きな自己負担ではないと。そういう状況の中で、今まであった制度を廃止するというのは、確かに大変なことだという受けとめられ方をされるかもしれませんが、制度そのものが新たな制度に乗りかえたというふうに理解をしていただければ、ご理解いただけるかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

私はそう思ってないんですね。本当に新しい制度になれば負担は少なくなるんですか。ものに

よって、補装具によって違うと思うんですよね。それでいいんですか、本当に安くなるんですか。安くなるという言い方じゃない、負担が少なくて済むんですか。例えば電動車いすを使っている方々が、例えば10月から、そういうもので出す負担金が少なくなるという理解をしていいんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

自立支援法の法律の体系そのものが、必ずしも負担を低くするためということで設定されたものではなくて、公平な負担をお願いをする。それからだれにもわかりやすい、3障害を統一したルールをつくるというような観点でございますので、一つひとつについて、すべて安くなるのかというふうな観点のご指摘をいただくと、必ずしもそうではないというお話になってしまわざるを得ません。

それから、どのくらいの負担がふえるのかということも私ども試算をいたしましたけども、平均でございますが、1件あたりにして2,700円ぐらい、これはトータルでありますけども、若干の負担増になることについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、補装具については、単価もさまざまでございますし、耐用年数も非常に長いものがあるということ。さらには所得に応じた軽減措置がそれぞれ設けられておって、上限を抑えられているということから、皆さん方からご理解をいただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

今回の自立支援法が、要はその人たちの1割負担云々というのはわかるし、あるんだけど制度そのものが余りにも矛盾しているという部分もあるんです。その部分で、また話をさせていただきたいと思います。

今回の障害者自立支援法の中で、私はある意味ではグループホーム、これは居宅支援サービスの1つかと思うんですけど、自立させていくためには、このグループホームというのは非常に重要な位置づけ、入所施設から自立をさせていきたい。通所作業所からも、そういう意味ではこのグループホームというのは非常に重要な課題だと思いますが、今後の基本的な考え方について伺います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

施設入所をしておられる方々が、今後、入所判定等を実施された段階になりますと、地域におけるそういう方々の居住の場という課題が、大変大きな課題になってくるというのは、ご指摘のとおりだというふうに理解しております。

その中でグループホーム、この方々は区分の1と非該当の方が入るわけでありまして、今現

在、法人から運営をしていただいているグループホームは、そのまま移行させたい。さらには増設等も検討をしていただいておりますので、それについても支援をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

このグループホームとあわせて、今回の自立支援法の中でやっぱり就労という意味が大きな役割、ある意味では前向きな方向だというように私は思っております。

私が調べたところ糸魚川の常用雇用率が1.98、法定雇用率は1.8ですから超えているんですね。これは50人以上の従業員で、糸魚川でいえば27社あって、本社が糸魚川にあるということです。この精神そのものは、私は本当にいいと思うんですが、これを具体的にどう取り組んでいくんか。行政も社会も、そして地域もどう取り組んでいくんだということが、非常に重要な課題だと私は思うんですね。

そういう意味では、じゃあ糸魚川市として今までこの取り組みを、具体的にどう取り組んできたんだ、これからどう取り組んでいきたいんだ。この方針が、ある意味ではなければいけないと思うんですが、この辺いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

雇用の促進、これは今回の制度の中で大変大きな意味を持っているということは、お話のとおりであります。

それで今、糸魚川市といたしましては1つの会を持っておりまして、障害者雇用連絡会議という関係機関で連携をとってる会議でございますが、これには地域振興局の健康福祉部、それから労働基準監督署、それから当事務所はもちろんであります。病院でありますとか特殊学級のある学校、さらには小規模作業所といった方々が集まりまして、障害者の就労について、あるいは職業生活上のさまざまな課題について協議をするという予定にしております。今月9月にも、その会議は一応予定をされております。

そういった場所を使いまして、この自立支援法の趣旨に即した就労を、より一層強力に進められるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

地域は今言ったようにそうなんですが、市役所はどうなんですか、障害者の雇用ということで。身体、知的、精神を含めて、この3障害が一緒になって、今回のこの自立支援法ですよ。ですから、まずは市役所がこのことを取り組んでいかなきゃいけないと私は思うんですよ。その辺いか

がでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

障害者の自立支援法が変わりまして、障害者の考え方も大きく変わってくると思っております。障害者の雇用促進法によります雇用率については、市長部局と教育委員会の部局がありますが、若干の職員の異動もありますが、ほぼ達成をしております。ですがこの法律を遵守しながら、やはり役所が率先しながら、障害者の雇用に努めなきゃならないと思っておりますし、去年は臨時雇用でありましたが、障害者のみを対象にした臨時雇用という場を設けておりますが、そういうことを設けながら、障害者の働く場ということをつくっていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

積極的に行政がやっぱり模範にならなきゃいけないなというように思っておりますので、ぜひ積極的に取り組んでください。

策定委員会の関係なんです、第1回目の会議が開催されて、この後のスケジュールですが、例えばアンケート調査をするのかどうなのか、あるいはパブリックコメントの取り組みがあるのかどうなのか、それから私たち議会に対しての説明や意見の集約というのは、どのようにされていくのか。今年度中に、この計画が策定をされていくと思っておりますが、このタイムスケジュールも含めて、今、私が申し上げた部分について、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

計画策定の取り組み方、それからそのスケジュールということでございますが、今現在16名の委員の皆さん方をお願いしまして、8月末に第1回の策定委員会を開かせていただきました。その中で、アンケートということにつきましては、全市民のアンケートというのは、今現在、取り組む予定はございませんが、各方面の方々、団体の代表の方々、16名集まっていたいただきましたので、皆様方をお願いをしまして、アンケートに類したような調査票の作成をお願いをいたしました。

それらを踏まえながら、年内にもう2回ほどの会議を行いながら、1月ごろには、パブリックコメントをやりたいというふうに考えております。コメントは約1カ月要しますので、その後、内部的な調整を図りまして、年度末には策定をいたしたいというふうに思っております。それで素案がまとまった段階で、また所管の委員会の方にも、ご報告をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

ぜひ障害者本人、家族、それから市民も含めて、実効性のある福祉計画ということをご期待しております。

地域医療体制についてでございます。私は病院の勤務医がなぜやめていくかということで伺いました。そうすると勤務医の劣悪な生活に尽きる、こう言われました。経済的には開業医と同じ労働時間だとすれば2分の1から3分の1の収入であり、患者にきちんと説明して不安を取り除くインフォームドコンセプト、それから医療訴訟対策、あるいは診療記録等に追われて時間的余裕がない。さらに昔は勤務医の方というのは収入が少なかったけど、勉強する時間があったと。今は金も暇もないと。生きるか死ぬかという人を診たり、手術しているのに、訴えられたり、逮捕されたり、送検されたりすると。さらに大学改革と研修医制度によって、研修医が少なくなったと。大学病院の中堅勤務医が呼び戻されて、引き剥がしがあって、玉突き状態で地方病院がある意味では痛めつけられている、こう言われているわけですね。

やっぱり糸魚川にとって勤務医が減少していく原因、これは医師確保については先ほど市長が答弁されているように、本当に市長が先頭になって取り組まれていることに感謝をするんですが、勤務医が減少していく部分での最大の課題って何ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

医師不足、これにつきましてはご指摘のとおりでございます。全国的に病院に勤務する医師が不足しているということが問題になっております。特に地方の病院が、厳しい状況であります。

その原因につきましては今議員がおっしゃいました、いろいろなことが上げられると思いますが、やはり厳しい労働実態、それから臨床研修制度の義務化で、大学当局に在籍する医師が減っている、そういうふうなこと。あるいは都市部での勤務を希望する人が多くて、また、産科や小児科などの診療科を希望する医師が減少しているということなんだろうと思いますが。

そうやって引き起こされている課題と言いますか問題で、医師の減少で問題というのは、地域の診療科が減少すること。それから救急医療の維持が、今度大変になってくるという、そういうのが問題ということでありますし、課題とおっしゃったんですが、解決すべき課題というふうなことで申し上げれば、その逆と言いますか、労働条件の改善だったり、やっぱり来ていただけたら、魅力ある医療環境の整備とか、それから医療機関の機能分担、連携と、こういうふうなのが解決すべき課題だと思っておりますけども、こうやって医師不足を引き起こされている問題で問題なのは、やはり診療科が地域で減少すること、それから救急医療の維持というのが大変になってくる。この2つが主なものだと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

市長の答弁であったように、また今ほど申し上げましたように市長を先頭に富山大学、あるいは富山大学附属病院に要望活動されているんですね。青森県では、まさに糸魚川市と同じようにやっぱりランドデザインをつくって、医師確保を県が取り組んでいるんですね。それが宮城県だとか、石川県だとか、秋田県に広がろうとしているんですね。要は、県をまたいで富山県の富山大学、富山大学附属病院をお願いしていったるわけですが、新潟県との関係ですよね、ここが非常に重要になると思っているんですが、新潟県との連携というのは、どのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

医師確保等に対する県・市の連携でございますけれども、医師確保につきましては、今ほどの答弁にもありましたけれども、派遣先の富山大学等に市と糸魚川地域振興局、具体的には市長と局長、ほかにも関係部局長が行きますけれども、一緒に出向きまして働きかけしております。

また、県を越えてこちらに派遣をいただくということもありますので、附属病院長の示唆もありまして、県と市連名で、大学附属病院あてに要望書も提出しております。そういう意味で連携を図っております。

また、県の医師確保事業である医師養成就学資金貸付事業、これは3市の1つとして市も対応しております、これは県にかかわらせていただいております。

なお、先ほどの答弁にもありましたが、糸魚川地域医療体制整備推進会議、これは地域医療の基盤整備と医師確保を目的としておりますが、これも市と糸魚川地域振興局と共同で進めてるということで、広い意味の医師確保について、こういう形で取り組ませていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

この医療体制については、私は3月議会にも取り上げさせていただきまして、救急救命センターを取り上げました。このことによって多くの市民から意見をいただきまして、やっぱりつくってほしい。私もいま一度申し上げますが、やっぱり命というのは最大だと思うんですね。3月議会にも言わせていただきましたが、文化や経済等は少々格差があってもいい。命に差をつけることは許しがたいと、こんな思いをしております。

そういう意味では、市長は3月議会では組織編成の中で救急医療体制を最大課題として取り組みたいということを答弁されているんですが、この救急救命センターって公設民営って、私申し上げましたけど、先ほどから申し上げているように救急体制と医師確保を含めて、いま一度、市長いかがですか、この救急救命センターについては。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

確かに言葉で救急救命センターということになれば、当然これはあった方がいいに決まっているわけですし、非常にそれに対するまた対応というものを考えると、これに対する要望というのもあるわけですが、しかし現実、今この医師不足という大きな事柄の中で、単に施設だけをとらえていいのか。今現在、その救急医療に当たっていただいております医師会、並びにこの両病院の対応をどのようにしていくかということも、大きなこれは課題でなかろうかと思っております。その辺を踏まえまして、今、糸魚川地域の医療体制整備推進会議の中で、その辺をみんなで協議をいただいている状況でございます。

そういう中で、これから糸魚川市の救急医療体制なり地域医療をどうしていくか、両病院や医師会の方々はどう進めていくかというところを、今ご論議いただいとるわけございまして、決して行政は何もしないで、ただ単に医師会や両病院にお任せしての部分ではないわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

先ほど課長の方からよい病院、労働条件がいい、そういう病院でなければ、やっぱり医師が進んで私も勤務してくれないと思うんですね。だからそういう病院を、糸魚川市でつくっていかなくちゃいけないと思うんですね。糸魚川医療生活協同組合から姫川病院経営改善計画について、私は1月の資料をいただいているんですが、循環器・呼吸器センターを病院に併設し、診療科の特化と叫ばれている機械設備も完備しており、循環器科の特色があると。胸部血管外科医も常にいることから、新糸魚川市の周辺の住民にとっては、地域医療の救急とあわせて大きな魅力である、こう言ってるわけですね。市長の方は要望を出されているわけです。

平成14年2月21日の資料がありました。これは米田市長が議員時代なんですが、1市2町の議員が集まって、糸西地域医療問題研究会というのが、ヒスイ王国館で開かれたんですね。このときも循環器・呼吸器センターは心臓病、脳卒中、肺がんの地域中核機関と問題提起されているんですね。ですから、私はこのセンターというのは、やっぱり市長もそのころから思いがあったと思うんですね。このセンターの必要について、市長は今どんなお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

今ほど言いましたように、ご存じのように糸魚川市が5万人の人口の中で、今、両病院と医師会がその部分に当たっていただいとるわけでございます。しかし、この現状を見ますと、医師不足がさらに加速してくることによって地域医療が保てなくなり、また、救急医療が保てなくなるだろうという中で、この地域医療はどうあるべきか。それにはこれからの2つの病院の対応をどうするか、それには今ほど松田議員ご指摘の部分も、これは当然、エリアに入れて考えなくてはいけないと思

っておりますし、私もその辺を踏まえていかななくてはいけないと思っております。

両病院の意向、そしてまたこの市民と医療体制についてをやはりどのようにもっていくか、そして行政がかかわることによって、医師の皆様方が魅力ある地域と受けとめていただければ、そういったことで医師不足が解消できる部分があれば、そういったところに対応していきたいと思っておりますので、私も基本的な部分については、今、松田議員ご指摘の考えを持っております。

しかし、それも今、本庁の方からも委員として加わっていただいて、その辺もいろいろと会議の中で、ご提言をいただく対応をしておるわけでございますので、私はそういったものも含めて、その中には当然、医師会も入っておられますし、また、両病院も入っておられるわけでございますので、そういったこれからの糸魚川の体制をみんなで協議する中で、これは進めていかななくてはいけない問題だろう。行政がリーダーをするという部分でもないだろう、やはりどのように市がかかわっていくかというところが大切だろうと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

ランドデザインの中に、モデルパターンということで3つ提起されているんですね、現状改善案、機能分担案、診療科分担案。最後に、モデルパターンの考え方ということで書かれているんですが、糸魚川という地理的な環境、進む高齢化、医師の不足といった現状を把握し、その限られた資源の中で、地域住民に対していかによいサービスを提供していくかという点が、モデルパターンのもとになると考えられる。これはある意味では、問題提起しているんですね。この問題提起を、どう受けとめられているんですか。担当課、担当部署でもいいんですが、やっぱりこの辺、きちっと問題提起されているんですから、私はとらえていると思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

ただいまの議員のご質問なんですけれども、まず、モデルパターンをどういうふうにとらえるかということの前に、ちょっとお話をさせていただきますと、まず、この糸魚川市の医療の状態ということでは、入院患者、外来患者ともに大体系魚川市以外に行く、医療計画の上では圏域外流出とっておりますけれども、糸魚川市以外への流出状況ということでは、大体おおむね15～20%、裏を返せば大方8割以上の患者さんが、この地域で医療を完結してる。ほかから比べると非常に地域完結度の高い地域だということが、まず前提でございます。

その上でモデルパターンを考えるに際しましては、例えば4病院ある中で、あと診療所もあります、特養施設もありますけれども、4病院に限って言えば、どこが、何を、どういう形でというのが出てくるかと思っておりますけれども、それはそれぞれ一長一短ございまして、例えば議員も先ほど1月に要望書ですとか、過去に公設民営という議論があったときにお話を伺いましたけれども、例えば公設民営であれば、確かに市独自の政策判断による例えば救急医療という政策性の高い医療が

市の裁量でできる反面、医師確保ですとか、あるいは財政負担の問題多々あるということも、逆にまたデメリットとしてございます。

この完結度の高い地域におきまして、現に糸魚川総合病院と姫川病院、あとこれは急性機関になっておりませんが、よしだ、青海がある中で、急性期ということでは、糸魚川総合病院と姫川病院の医療体制が、市民に対していかに大きく意味をなすかということになるかと思えます。

そういった意味では、モデルパターンでも具体的にはグランドデザインの中では3パターン示されておりますけれども、その3パターンは先ほど言いましたように経営のあり方ですとか、提供する医療は、どういう形が一番いいのかということでは、先ほど来市長が申しましたように、推進会議の中で、関係者の中で検討していただく。ただ、これは関係者の中で検討していただくだけでなく、いずれかの時期におきましては、市民に財政負担の問題ですとか、将来に向かってのいろんな負担の部分、あるいは市民に対してお願いしたいこと等々も含めまして一度、例えば言葉ではフォーラムですとか、シンポジウムとかいう言葉がありますけれども、そういった何らかの形で、市民の判断を仰ぐ機会を設ける必要があるのではないかというふうに考えております。

ただ、いずれにいたしましてもモデルパターンがどういうふうになるかというのは、やはり市としてこのパターンが一番いいのではないかというようなことではなくて、関係者の中で少なくとも協議していただいた中で、関係者合意の上で、この地域にとってどういう医療が最善なのか、長続きをするのかという観点から議論いただいたものに対して、市としてその方向性を尊重しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

市長も部長も言われるように協議会、推進会議、あるいは市民の意見、関係者の意見、これは私もわかるんです。ただ、この救急医療と医師確保というのはもう近々、あすどうなるかという部分も含めて、ある意味ではトップダウンという言い方がいいかどうかあれなんです。例えば今こういう推進会議が開催されているので、市長のトップダウンというのは非常に厳しいかもしれませんが、やっぱりある意味ではこういう課題というのは、トップダウン方式も必要ではないかなという思いがしているんですが、市長はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

今、私は富山大学や附属病院へお願いに行く中においては、我々は医師の確保に行くわけですが、そのときにやはりお願いをする中で、市民が病院へ通っておる姿が頭に浮かんでくるわけです。もし失敗したらその患者はどうするのだろうということを考えますと、今最大の課題といたしましては、やはり医師を確保することが大事。それが優先順位でございまして、そしてまたこれからの将来の地域医療ということはどうすればいいのかという、それをやはり並立をしておるわ

けでございますが、医師確保がまず大事とらえておるわけございまして、その観点から考えますと、今、その医療機関の皆様方とやはり十分に協議する中で、現状を維持していくことを最大限に考えてるわけでございます。

将来は1つの病院にしたり、またはそういった診療科目によってより分けをしていく方法だって、いろいろ今上がるとるわけでありますが、しかし、それをやることによって市民の救急医療や地域医療に影響が出ることを、私は懸念をするわけございまして、まずは医師確保というものを頭に置きながら、この問題は進めさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

全くそうです。私も医師確保をしていただきたいな。先ほど部長から話があって、私はこの糸魚川地域医療体制のグランドデザインを見て、一番最後に自治体と医療機関のかかわりについてということで、一番最後に参考資料ということで載っているんで、参考としてということで。

そこはまさに、公設民営ということ言ってるわけですね。自治法の改正によって指定管理者制度ができたという部分も含めて、そこにはメリットも書かれております。もう時間がないので申し上げませんが、そういうことからいえばよい病院、労働条件のいい病院、それで市長も言われているように富山大学や富山大学附属病院へ行ったとき、そういう中で例えば糸魚川ではこういうことで取り組んでいるんだよということを言えるということは、非常にいいと思うんですね。

ですから私はある意味では繰り返すようですが、グランドデザインの一番最後を参考にしてというのがやっぱり何か重要な、参考としてといふとこなんですけど、ある意味では、糸魚川の地域医療をどうしていくんだということを、訴えているんじゃないかということなんです。その前は、さっき言ったようにグループ分けだとか、情勢だとかいろんなことが書かれているんですが、その辺を見て私はどうなんだろうな、こういうことはどうなんだろうということ。

公設民営というのは、前からいろんな議員も言われていたし、あるいは先ほど言った平成14年2月21日の研究会でも、そのことを言われていたわけですよ。だから、すぐ公設民営にせえとか、いろんなことを言ってるわけじゃなくて、それに等しいようなものをどうつくっていくかということは一つの課題だな。ですから私はグランドデザインをずっと見ていて、そのことを感じたんですが、市長、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

まさに私も今同じ考えでございまして、いかに魅力ある医療体制を整えていくか。行政がその中に加わることによって、医師の皆様方が魅力を感じるものにしていきたいわけでございます。そういうことの中で、今会議を進めていただいているわけでございますが、我々の意向もきっちりあるわけございまして、その中で行政の考えをどのように反映していただくかということも、私はある

と思っております。

しかし今、直接当事者の方々においても、第一線の方々も一緒に交えて調整をいただいておりますので、そういった形の中でどれがいいのか、出てきたことに対して私は行政として協力なり支援していきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

最近、社会医療法人という言葉を目にしたんですね。その期待される役割というのは、経営の透明性を確保し、非営利性を徹底し、官から民への流れに沿って、従来、公的医療機関が担っていた救急医療等確保事業、小児科救急医療やへき地医療を行い、地域医療の安定的な提供を実現するものでありますと言われてます。これだけではなかなかわからないんですが、ある意味では税対策を含めて官から民へということですから、先ほど言ったように民から官へということでは、ある意味では違うんですが、この社会医療法人というのは、やっぱり私はある意味では研究すべき課題ではないかなというように思っていますが、担当部署としては、このことについてはどう把握されておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

今お話がありましたように社会医療法人、これにつきましては今回の医療制度改革の一環の中で、医療法人制度改革により社会医療法人ということで制度化されました。来年4月から、県の認可を受けて設立が認められる医療法人ということでございます。

私どもはインターネットや何かで学ばせていただいておりますけれども、なかなかすべてを掌握することはできませんけれども、許認可事務は県でございまして、市の医療担当課としまして、情報収集等をいろいろ行ってまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

ぜひ情報収集して、こういう新たな問題提起もされているわけですから、ぜひ研究をしていただきたいなというように思っております。

先ほどから市長と私は、同じことを考えていると思うんですね。私たちのまちの医療をどうしていくんだ、住民の意思を結集をして、地域のつながりを強固にして、そして地域医療体制をつくっていききたい、これは全く同じだと思うんですね。

そういう意味からいえば、米田市長が市長選の中で言われているように人と人とのつながり、医療体制については365日24時間の受診体制を確保して救急医療体制の充実のために、そして医師確保のために強力に進めると、こう言われているわけです。ぜひ頑張ってもらいたいなと思ってお

りますし、私も安心して暮らせる糸魚川をつくっていきたい、このように思っておりますし、私自身も一生懸命頑張りたいなというように思っております。

次に、ヒスイ峡の問題ですね。市長が言われるように日本最大のヒスイ峡ですよ。日本最大ということは、世界のヒスイ峡と言っても過言じゃないというように思っております。そういうことから言えばヒスイ峡、特に今回は小滝川のヒスイ峡を取り上げさせていただきました。そして高浪の池ということなんですが、この入り込み客というのはどうなっているんだろう。定期観光バスも今運行されております。7月、8月に、シャトルカーも運行されていますよね。この辺の現況について、まずお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

まず、高浪の池、ヒスイ峡の入り込み客でございますが、平成16年度、高浪の池では2万5,740人ございました。ヒスイ峡につきましては、常時監視をする人がいらっしゃいませんので、あくまでも推測の域を出ません。高浪の池の入り込み客の90%がヒスイ峡へ回っていただけるといことで、16年度はヒスイ峡が約2万3,000人強ということでございます。

平成17年度は同じく高浪の池は2万5,420人、ヒスイ峡は9割で約2万3,000人弱ということでございます。

それから平成18年度の8月末までは、高浪の池は1万7,820人、ヒスイ峡については1万6,000人強ということ、若干、7月の長雨の関係が影響し、例年より2~3割お客さんが少ないという情報は得ております。

それからイベントシャトルカーでございます。小滝駅からヒスイ峡、高浪の池、それから小滝駅へ戻るといコースを運行しております。1日6便、7月は23日、30日の日曜、2回運行しております。8月は6日、13日、20日、27日の日曜、4回運行しました。計36便で46人のご利用をいただいております。もちろん無料で運行いたしております。大系線の利用促進も含めてイベントシャトルカーを運行しておりますので、大系線の発着時刻に合わせて運行をされております。

それから定期観光バスでございますが、高浪の池を回るCコース、6月3日から運行いたしております。土曜、日曜、祝日で、35日間で139人の方がご利用いただいております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

時間がないんであれなんですが、健闘してると思うんですね。言ってみれば宣伝不足を私は感じます。

先日、入山線へ行きました。平成12年に落石以降、復旧工事、改良工事のあれがないというん

ですけど、8月27日に私は通ったんですね、3時半過ぎなんですけど、これくらいの石が落ちてい
るんです、真ん中に。これは大変だなということで、すぐ商工観光課へ申し上げたんですが、そう
いうことでは工事は進んでいるんですが、やっぱり安全がまだまだ。小滝の皆さんに聞いても、ま
だ落石があると言ってるんですね。ですから、まだまだ安全対策という意味から言えば、不足を
してるんじゃないかな。やっぱり安全第一だと思うんですね。そういう意味を含めて、今後の入
山線の予定はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

早水農林水産課長。〔農林水産課長 早水 隆君登壇〕

農林水産課長（早水 隆君）

お答えいたします。

入山線につきましては、非常に急峻な場所につくられているものですから、安全対策そのものは
十分に果たしておるつもりでございますけれども、まだその上部は相当荒れとるという中で、いつ
落石があるかわからないような状態になつてくるものですから、農林振興部の方へまたお願いしたり
して、対策をいろいろ考えさせてもらっております。

また、下の方の今現在やっております安全柵についてですが、非常に危ないということで、去年
から、ことし、来年の3カ年をかけて約1,000万円程度のお金、合わせまして3,000万円に
なりますけれども、安全柵の新設工事をやってまして、皆さんが非常に道路を広げるといことは、
こうしてめずらしいわけでございますけれども、少しでも安全に通っていただくための安全対策の
方には、力を入れていかんきゃならんというように思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

最後に、本当に時間がなくて言いたいことが足りないんですが、このヒスイという問題では商工
会議所を中心に、ジャパブランドということで、これは新聞報道されておりました。市長が言われ
るように日本のヒスイ、世界のヒスイ、そういうヒスイ峡でもあるわけですから、ぜひ地域振興局、
あるいは糸魚川商工会議所等を含めて連携しながら、さらにこのヒスイ峡を売り出していただき
たい。このことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、松田議員の質問が終わりました。

3時15分まで休憩いたします。

午後3時03分 休憩

午後3時15分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔2番 保坂 悟君登壇〕

2番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発言通告書に基づき、1回目の質問を行います。

1、学校教育について。

(1) 小中学校の教室空調施設整備について。

年間を通じ普通教室の温度について調査を行っているか。また、現状をどのように把握されているか。

今後、施設整備の取り組みは考えているか。

(2) 市マイクロバスの利用について。

糸魚川中学校で総合学習の授業を行う際、生徒数が多いことから他校と予算面で不公平があると聞いているが、そのようなことがあるのか。

部活動等の課外活動の場合に市バスの需要が多いと聞いているが、その対応はどのようにされているか。また、今後どのように充実させていくか。

2、行政サービス向上について。

(1) 窓口対応の改善について。

市民が書類申請の手続をする際に、関連する既存の行政サービスを市職員から提案するように業務拡充をする考えはあるか。

具体的には、老人保健施設等に入居された方が入居後寝たきり等になった場合に、特別障害者控除の対象者に該当します。市内の施設に入居される方には、窓口で申請しなくても認定証明書を自動的に発行できるような仕組みにしていきたいが、いかがか。

(2) 多重債務者等の相談業務充実について。

無料法律相談等の機会をふやすことはできないか。

行政から弁護士、司法書士等への取り次ぎはできないか。

多重債務者で失業した者に対し、債務整理等処理費用の一時支援ができないか。

3、災害対策について。

(1) 災害時の仮設トイレについて。

住宅が混み合っている場所や公園に、マンホールを利用した仮設トイレの設置を計画的に進めるべきと考えるがいかがか。

(2) 災害時の要援護者支援について。

自主防災組織の充実に向け、これまでと今後の取り組みについてお聞かせいただきたい。

自主防災組織がない地域で、要援護者への対策はどのようになっているか、お聞かせいただきたい。

(3) 一般住宅等の建物の倒壊防止対策について。

主要道路の確保のため、沿線住宅の耐震化を推進するか、もしくはそれにかわる対策が必

要と考えるがいかがか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

保坂 悟議員のご質問にお答えいたします。

1番目の学校教育についてのご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

2番目の行政サービスの向上についての1点目、窓口対応の改善につきましては、認定証明書の発行は本人、または家族による申請が原則であります。今後は市内の老人福祉施設と協議をし、なるべく簡略な方法がとれないかを検討してまいりたいと存じます。

2点目の多重債務者等の相談業務充実についての1点目、無料相談につきましては、現在、糸魚川市社会福祉協議会が月1回実施しており、多重債務者のほか破産や相続、離婚など、法律上の諸問題を扱っております。今後、相談件数の状況によっては、回数をふやすことも協議してまいりたいと考えております。

2つ目の弁護士、司法書士などへの取り次ぎにつきましては、ご希望があれば社会福祉協議会が県弁護士会や県司法書士会を紹介することも可能になっております。

3つ目の多重債務者への支援につきましては、自己破産による債務整理についてのご質問と思いますが、裁判費用を工面できない低所得者のためには、財団法人法律扶助協会がその費用を立て替え、弁護士や司法書士を紹介する制度がありますが、行政での支援は考えておりません。

3番目の災害対策についての1点目、災害時の仮設トイレにつきましては、最近の大規模災害でクローズアップされており重要な課題と認識しております。ご提言のマンホール利用も、断水などで水洗トイレが使えないような場合には有効な方法の1つであり、災害の状況にもよりますが、既設のマンホールの利用について、検討してまいりたいと考えております。

2点目の災害時の要援護者支援につきましては、災害発生初期段階では、身近な地域の人々がお互いに助け合うことが最も早い対応であり、これまであらゆる機会をとらえて自主防災組織の設立を呼びかけ、設立や、その後の活動についての支援を行っております。日ごろから地域住民のコミュニケーションづくりが、要援護者救済の基盤になるものと考えております。

3点目の建物倒壊防止対策につきましては、災害時の道路確保は重要な課題と考えており、耐震化の推進を図ることが必要であると考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

では、保坂議員の学校教育についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1 点目でございます。普通教室の温度調整につきましては、ほとんどの学校で各教室に温度計を設置して、暖房機の温度調節などの温度管理を行っております。

冷房設備は普通教室に設置していませんが、健康面で特別な事情のある児童生徒の対応につきましては、健康に配慮して、ブラインドや換気扇の設置をするなどの対応をとっているところであり、今後とも児童生徒の状況に応じながら、必要な施設面の対応をとっていきたいと、このように考えております。

2 点目の市のマイクロバス利用についてでございますが、総合学習等で市マイクロバスを使用する場合は、使用基準により 1 校につき年 2 回以内とし、不足分については民間バスを借り上げできるように、学校に予算を配当しております。配当額につきましては学校間の均衡を図るため、学級数に応じたものにいたしております。

続きまして、部活動での市マイクロバス利用の対応につきましては、大会等に参加する場合には要項に基づき、市マイクロバスの配車、あるいは交通費等の補助を行っております。予算面等の配慮を行いまして、不都合のないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2 番（保坂 悟君）

まず、学校教育の空調設備についてであります。今、温度計を設置して管理しとるというふう
+
に言われたんですが、例えばその年の最高気温、最低気温とかも全部把握されているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

ほとんどの学校では温度計を設置しておりますが、一部設置されてない学校もあります。そんな状況の中でありまして、最高温度あるいは最低温度というような、そこまでの管理はいたしていませんが、いわゆる暖房設備を運転する場合の温度調整というのが、一番活用されておるのかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2 番（保坂 悟君）

文部科学省が示している教室の環境衛生基準では、冬場は 10 度以上、夏場では 30 度以下であることが望ましいと。最も望ましいのが 25 度から 28 度であるというふうになっておるんですけども、当市の 7 月とか 9 月の暑さでも日本海特有の蒸し暑さで、不快感というのが非常に学習意欲をそぐんではないかというふうに考えておまして、また、学校側から行政に対して、暑いということが財政上厳しいもんだから言えないとか、要望が上げづらいとか、そういったような状況と

というのはありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

学校から、そういう設備面での要望が上げにくいというふうなことは、私ども受けとめてはおりません。先ほど教育長答弁でもさせていただきましたように、健康上の問題で多少配慮をせんきゃならないという児童生徒がおる場合には、早速対応できるように相談をしながらやっておりますので、そういう点での配慮はいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

私、今回この質問を取り上げましたのは、文部科学省が2001年8月に冷房設置率の調査結果というのを報告しておりまして、普通教室には、わずか5%しかなかったという報告があります。4年前になります、文部科学省の方で普通教室の冷房化計画というのを上げておりまして、その対応について本市としてはどのような検討をされたのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

確かに今ご指摘のように文科省では、一時、普通教室の冷房を推進するというようなことを提唱されましたが、ただ、補助面ではなかなか現実には厳しい状況にありまして、考え方はそういうことを進めたいとしながらも、市町村なりそういうところに、できることは進めてほしいというような対応でございます。

私ども今この冷房設備の考え方につきましては、やっぱり成長期にある子供に、果たしてそこまで冷房が常時あることがいいことかどうかという問題もございますし、今の環境面を考えますと、特別支障がないのかなど。気象状況等も調べてみますと、やっぱり8月が一番厳しいわけございまして、そこは夏休みという制度下の中でございますので、そういう点を含めて冷房の整備ということについては、当時から検討しなかった経過でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

確かにこの計画の中では、3分の1の国庫補助ということで、各自治体の負担というのは、かなり大きいものかなというふうに私も思っております。私もすべての教室にクーラーを取りつけよというような強引な考えはありませんで、ただ、本当に一部の方の声なんですけど、生徒さん、また

小学生に聞くと暑いには暑いという声も聞いておまして、学校の中でも教室によって温度差があると思います。必要などころに、必要な分だけの対応をしていただきたいということで、教職員、また児童生徒で、そういった教室の環境について検討していただくような、現場の方で検討していただくような、そういう機会というのは設けていただけないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

先ほどご指摘がありましたように、学校保健法の中では、いわゆる温度管理が必要だということをご指摘されとるわけございまして、まず私どもは今すべての教室に温度計を設置をして、温度管理に十分注意をしていただくようなことから、始めていきたいなというふうに思っております。

例えば、今回、換気扇等をつけたりしたケースもございましたが、それによってかなり体感温度が下がるというような報告も受けておりますので、やっぱりそういう温度の状況とかそういうものに依拠しては、あるいは生徒の状況等に依拠しては、そういう対応をとる。まずその前段として、温度計は設置をしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

そういう対応は、青海の方で1件あるというふうにお伺いしております。非常にありがたいなと思っておるんです。ただ、世界規模の話になりますが、温暖化の現象で正直に言いまして20年前、10年前、今というふうに見てきたときに、やはり温度は上昇してきているかなというふうに思っております。その中で、子供の発汗能力についてなんですけども、都市部の中学生の半数は体内熱を発散させるのが苦手で、病気でもないのに午後になると体温が37度を超えてしまう。体に熱がこもると炎天下で意識がもうろうとして倒れることがあり、日射病になりやすい。このような調査結果を、日本体育大学の研究グループが発表しております。

現在は都市部の子供に限らず、そういった状況が出てきているんじゃないだろうかというふうに私はとらえて、本市においても児童生徒が暑さのためにぐったりするようなことがあってからじゃ対応が遅いということで、また、こういういろんな施設を設備していくには、相当な時間とお金がかかるわけですから、本当に暑い教室については検討していただきたいなというふうに思うんですが、現状、その暑いという暑さの感覚なんですけども、必要ないというふうにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

現状では先ほども言いましたように、学校からは特別暑くてという話はございませんし、個別の対応が必要なものについては、学校から連絡をいただき対応をとっておりますので、現時点では必要がないというふうに判断しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今の答弁からすれば不測の事態とか、また子供の状況によっては、対応をきちんとしてくださるというふうにとらえてよろしいですか。クーラーにこだわることなく、扇風機でもよろしいかと思うんですけども、そういう対応を即座にとってくださるというふうに確約いただけるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

私どもは今ご指摘のとおり、例えば今回は換気扇をつけたわけですが、そういう措置が必要な場合には対応していくという考えでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

では、続きまして2点目の市マイクロバスについてなんですけども、この件については本年8月7日に、糸魚川中学校教育懇談会というのが学区内の議員とPTAと学校側との話し合いの場がありました。その中で出た質問であります。

先ほどちょっと説明があったんですけども、市バスの利用の説明では、年2回使用ができると。さらに2回を超えるときは各学校の均衡を図るために少し制限があると。スキーについては別扱いですというふうに説明いただきました。

ただ、その説明の中で、バスの台数については触れられてないというふうに聞いたんですが、このバスの台数について、明確にして説明してないのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

私どもは毎年4月に学校事務説明会を開催しており、その時点で、このマイクロバスの利用について各学校の事務担当者の皆さんに説明をするわけですが、いわゆる市のマイクロバスの台数、その利用方法、申し込み方法等について、説明をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

さらに具体的な説明をせざるを得ないんですけども、糸魚川中学校の場合は5クラスがあって、市バスが利用できるのは2台というふうに聞いておりまして、生徒全員が外へ学習に出るときにバスが使えないというふうに聞いたんですが、そういう現状でしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

今ご質問のとおりでございまして、大体学年単位で行動されますので、そうすると糸魚川中学校は1学年180人ぐらいになりますので、これを市バス2台といいますと82人ということで、それではカバーしきれないというのが現状でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

そこなんです、そこが非常に問題でありまして、小規模校と言ったらいいんでしょうか、バス2台で用が足りる学校はいいんですけども、そうでない学校に対しては電車を使うとか、ほかの手段を使ってるそうなんです、実際には天候が急に変わったりして移動しなくちゃいけない。市バスがある学校はいいですけど、ないところは電車の時間を待って移動しなくちゃいけない。また、雨天のとき臨機応変に、せっかくの時間をとったものだから、いい授業をしたいということで、ほかの施設へ移動して勉強するとかというのが、バスがあると可能なんですけども、電車だとなかなかできないと。そういった状況を踏まえて対応はされてるのか、また、そういう声に対して話し合いを持たれたのか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

ただいまご質問いただいております糸中の教育懇談会での件につきましては、学区の代表議員さんからも、その経過等をご報告をいただいております。問題は先ほどご指摘いただきましたように、市のマイクロバスで1学年が対応しきれないという状況、これは確かに糸中だけでございまして、この点については今の1校当たり年2回という基準は、そのまま適用するのはやっぱり問題かなというふうに思っております。この要請もいただいておりますので、私どもは今1校当たり2回という基準を、実質的に皆さんが載れるような基準に、少し見直しをしていきたいということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今、バスの台数という点と、あともう1つ懇談会の席上お伺いしたのは、総合学習の予算について系中では37万円ほどの予算があるというふうに聞きまして、どうしても授業の関係上バスを使いたいというふうになると1台5～6万円ですかね、バスはするそうです。それを3台借りなければいけない。そうなったときに、その総合学習用の費用を、バスを借りるのに使ってしまうと。残りの20万円ぐらいを授業に充てる、また教材をそろえる、また講師を頼むというふうに、そこに小規模校と大規模校の不公平さが出るというふうには私は考えているんですけども、その点を今後どのように解決してくださるのか、その辺をお伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

その点の問題はございますが、まずは1校当たり実質的に2回ということが確保されれば、そこからは学校の中で計画的に予算を立てていただければよろしいのかなというふうに思っております。まずは1校当たり実質的に2回、市のマイクロバスが乗れるというような見直しをしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

ちょっと私も聞き取りがよくなかったんかもしれないですけど、何せ言いたいことは、小規模校であろうが、大規模校であろうが、当初計画した授業がきちんと受けられる、そのまた予算で要した教材、または講師を招いたときにきちんと平等に受けられる。そういう予算措置をしていただきたいということなんですけども、今の答弁は、そういうふうにとめてよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

この配当額を学校でどう使うかというのは、確かに平等という問題はございますが、全くバスを借り上げしない、市のマイクロバスも使わないという学校ももちろんございますし、そういう意味で申し上げたんでありまして、その中身をどうするかというのは学校で計画を立てて、有効に使っていただくということでございます。みんながバスで出かけるということではない。ただ制度上、1校2回というのは、きちんと担保されるようにしていかなきゃならない。それは総務課とも話をさせていただいてるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

そういうことであれば当初の計画の時点で、これだけ予算がかかるというふうには、対応してくださるというふうにとらえていいですか。際限なくバスを使う、いろんな状況が出てくると思うんですけども、そんなに際限なく予算を組めるものなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

予算については、先ほど申し上げましたようにもう基準額がございますので、学級数に応じて配分をするということがございます。それを学校でどういう用途に活用されるかというのは、学校で計画を立てて使っていただくということがございます。際限なく予算を増額するということではございません。もう年度当初に配分額がございますので、それで計画を立てて総合学習を進めていただくということがございます。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 1 分 休憩

午後 3 時 4 2 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

失礼をいたしました。

今、糸中の場合、具体的に申し上げさせていただきますが、2台の配車では1学年、全部行けないということがございます。そのことに対して、今度はみんなが乗れるような、まずそういう対応。それは学年全部で行動するかどうかという、今バスの台数もございますので、その授業の進め方も含めて学校と細かい点は話をさせていただく中で、いわゆる糸中についてもほかの学校と同様に2回、市のマイクロバスにみんなが2回以内で乗れるというふうなやり方にやっていきたい。予算の増減ということは考えておりません。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 3 分 休憩

午後 3 時 4 5 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

大変申しわけありません。

まず、1学年で同じ日に同じ時間に動くということは無理ですので、その辺も学校で調整できないか、そういうことも含めて、これから学校とは相談をしていきたいと思っております。市のマイクロバスで足りるように動くとなりますと、それしかないわけがありますので、そこら辺についてまず相談をさせていただきたいと思っております。

配当予算もございますので、今回系中については、他校の場合では借上料というものもみえておるんですが、たまたま予算上、見込んでいなかったということもございました。だからそういう今の総合学習予算の中で基本的に対応していただくように、また私ども細部は学校とよく話をしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

わかりやすく言いますと、今の筒石でしたかね、何か地層の見学に行かれるときに電車で行くんですけども、じゃあそのときの電車の費用というのは、どうなってますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

10月に予定をされておるということで聞いておるわけですが、これについては保護者負担というような考え方を学校は持っておられました。私どもは今、学校配当の予算を工夫していただくということで学校と調整をしながら、保護者負担のないように今回出かけていただけるように、今調整をしておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

念を押すようなんですけども、先ほどの話は回数をふやすとかじゃなくて、来てくださる講師の方か現場にもよるんですけども、1日の設定でやった場合に5クラスあるわけですよ。単純に5台のバスが必要だとしましょう。そうしますと、その計画で行った場合に2台は市バスで利用できる。残りの3台を要は教材とかに使うお金から使うのではなくて、そのバス3台分だけを例えば教育委員会、また行政の方で確保してもらえるのかどうかというような質問内容だったんですけど

ども、回数を分けて対応できる計画であれば、それはそれでいいでしょうけども、ちなみに5クラスあるわけですから、2回に分けても1クラス分足りませんよね。そういったときに予算措置とか、何かバスを用意するとか、そういう対応ができるかどうかだけ確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

予算的な問題も伴いますので、その点は今ここで、そのようにということは答弁申し上げられませんが、先ほどから申し上げておりますように、学校と今この問題の細部について調整をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

ぜひ教育長の方からも、それはさっき言った授業に不公平というか、そういうものが起きないように配慮していただきたいと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

学校間に確かに授業の内容において不均衡があるというのは、非常によくない事態でございますので、その辺については検討し、解決に向けた努力はしてまいります。

ただ、総合学習そのものの、本来的なあり方というのもあるかと思えます。際限なく総合学習の中でこういうことをやりたいんだから、これだけの予算が必要になる。その予算を確保してくれという、そういう感覚での授業の組み方というのは、これもまた再考していかなければならないと思えますので、その辺は学校現場についても、また指導をしてまいりたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

しっかり学校側と協議をして、子供たちに自己負担とかをなるべくかけないような対応をお願いしたいと思います。

次に、窓口対応の方に移らせていただきます。

先ほど1回目の質問の方で、具体的に認定証明書を本人が原則ということであったんですけども、ちょっと不確かな情報で申しわけないんですけど、上越市の方ではそういう寝たきりになった場合は、身体障害者の手帳を受ける対象者になるということで、本人の方にそういう証明書を送付するというふうにインターネットの方で見させてもらったんですが、同様なサービスを当市でもできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

上越市の対応については、ちょっと詳しく存じておりませんが、糸魚川市の場合は申請をしていただく。申請していただいた内容について、行政の内部のデータによって審査をいたしまして、合致するものに認定書をお送りすると。こういう手順でやらせていただいております。

ご質問の施設入所者が寝たきりになった場合の件につきましても、冒頭、市長の方でお話しましたように、今現在は申請書を出していただいて、審査の結果、認定書を発行しておりますので、直接の窓口が法人の施設になります関係で十分協議は必要であります。なるべく市民の方から何回も足を運ぶということのないように、工夫をしなきゃいけないというふうに思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

明らかに寝たきりになったような状況の場合には慎重に審査しなくても、明らかに障害者というふうに認定ができると思うんですね。それでもあえて今の手続を踏まないといけないということですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

寝たきりの状態の方は、確かに難しい審査をしなくても該当をするというお答えでありますけども、基本的には認定書を発行する前に、ご本人から申請をしていただくというのがひとつの原則となっておりますので、その申請の仕方について法人の方、施設の方から何かやり取りをする場面で、もう少し工夫ができないかという意味で検討をさせていただきたいと思っております。

今のところ申請なしで、ある状態になった場合に自動的に認定書を作成をさせて、本人のところへ届くというのは、把握漏れという危険もございますし、一応申請して、認定という形をとらせていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

ちょっと角度を変えて質問させてもらいますけども、市内限定でいいんですけども、市内のそういう施設にいる方を行政は把握しておりますか、寝たきりになった状況とか。また把握できますか、行政サイドで、市内に関して。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

介護保険制度の中で状態が変更になった場合の認定替えというのがありますが、その作業の中では、把握をできるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

把握ができるのであれば、文字通り手間を省いて認定証明書を出すべきだと思うんですけども、いかがなものでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

申請をいただいて認定をするというルールを、今のようなケースに例外的な対応ができるかどうかというのは、行政のシステムとして慎重に検討したいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

検討もよろしいんですが、市民本位のサービスというか、それが行政の役目だと思っておりますので、ぜひその検討に期待しますので、ぜひやっていただきたいと思います。

次に、多重債務者の方に移らせていただきます。

最近、経済格差社会という言葉を目にしますが、当市においても将来、そういう生活保護になったりとか、またニートの数のこととかもあるんですけども、なるべく自立をした生活をしていただけるような配慮が必要だと私は思っております。この多重債務者に対して法律相談とかしていただいているんですけども、自己破産とかのこういう動態とか傾向とかの把握を、当市としてはされているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

自己破産の件数の把握については直接やっておりませんが、先ほど市長の方からお答えいたしましたけども、いわゆる多重債務者の救済制度の中で財団法人法律扶助協会、ここが自己破産の処理の経費を立て替える制度を持っております。それを使ってのケースが、最近では2年ほど前に、1件あったというふうに聞いております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

すみません、今ほどちょっと中途半端な質問をしてしまいました。サラ金、闇金の借金は高金利でして、機械で担保を取らずに簡単に借りられる便利さというのが、現在そうなっております。それで簡単に借り入れした方がどんどんどんどん借金がふえていったときに、なかなか相談に行きにくい状況があるというふうに伺っております。

そういった方を救済する意味で、相談しやすい環境といたしますか、そういったことを行政の方で考えておられるか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

相談の窓口につきましても冒頭お答えしたことになるわけですが、社会福祉協議会におきまして無料法律相談というものを月1回開いております。それは多重債務者だけではなくて、法律全般についての相談でありますので、ある意味そう気兼ねなく、ご利用いただける状況にはなっておりますかというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

1回目の質問のときにも機会をふやしてほしいと言った理由は、例えば多重債務者の場合になるんですけども、いち早く処理をしてあげればあげるほど、有利な解決策があるもんですから、無料法律相談ですと予約制であったりとか、期日が決まっておったりして、なかなかそれまで待てないというような状況のときに、行政で窓口みたいなものが設定されていれば、すぐそこに相談を持ちかけて、次の二の手、三の手が打てるという意味で、そういう機会をふやしてほしいと。この無料法律相談にこだわっているわけじゃないんですけども、行政の方ですぐ来て、すぐ対応ができるというような、そういうコーナーというか、相談窓口の設定を考えていただけないかなという思いで質問したんですけども、その点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

福祉事務所の窓口では、生活困窮という場合もありますし、いろんな心配事について、特別な日を設けなくてもご相談になる方が結構おいでになります。

そういう場合には、その方とのお話の中でどういうスケジュールで対応したらいいのか、次の法律相談まで待てるのか、あるいは待てなければどうすればいいのかというようなことを、個々のケースによってお話をすることは可能です。法律相談という窓口を福祉事務所が簡単にかけるという、

そういう状況ではございませんが、どんなことでも福祉事務所には、ご相談いただきたいというふうに思っております。

それから消費者行政の一環としては、地域づくり室の方で消費者行政の担当もおりますので、いろんな部署でもって、その方に合った相談ができるのではないかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

そういった形で相談に乗っていただけるのであれば、また私もアピールをしていきたいと思っております。

次に、その多重債務者に関して、救済方法がわからないという声もありまして、できましたら糸魚川で広報みたいなもの、ホームページもそうなんですけど、一般的な救済策というか、例えば行政書士のところに行ったら幾らぐらい費用がかかって、どういう整理の仕方があるのかとか、そういった紹介というのを行政から定期的にとりか、年1回ぐらいアピールをしていただきたいと思うんですが、そういう点は可能でしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

今のご相談のようなことにつきましては、広報等で周知できるものであればコーナーを設けて、そういう機会をつくりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

ぜひお願いしたいと思います。

総括的になるんですけども、悩み苦しんでいる人に関しては援助していく、また苦しんでいる人を減らしていくというのが、行政の基本的な考え方だと私は思っております。

それで今後、この予備軍という言葉は適切かどうかはわかりませんが、できましたら職員で相談に乗ってあげられる空間づくりですね、そういうのをさせていただいて、なるべくそういった方を救済していただきたい。

また税金の面になるんですけども、滞納は自治体にとっては困難な課題ですが、滞納整理で職員が訪問したときに多重債務者であるとか、そういったことが判明する場合があるというふうに聞かれています。また、学校の給食費を払えない場合も同様で、職員の意識によっては、そういう多重債務者が相談できない状況で、困っている状態にいるのをほかに言えないもんだから、借金が膨らんでいくという状況があるもんですから、今言った税金の滞納だとか、費用が払えないとかというのを職員がアンテナを立てていただいて、そういった方には、そっと相談に乗ってあげるようなことというのはできますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

栗林助役。〔助役 栗林雅博君登壇〕

助役（栗林雅博君）

大変難しい問題でありまして、これはやはり民法上の債権債務の関係が絡んでまいります。また、今そういったものを把握したところによって、また相談の持ちかけ方によっては、人権問題にもやっぱり絡んでくるかというように思っております。

やっぱり相談行為というのは、本人が自発的に相談をしてこないと、この問題というのは、かなり問題のある取り扱いに発展する恐れがあるかと思います。ですから、本人の自己責任といえますか、自己の意思で、こちらがやっぱり受け身の態勢で相談に乗ってあげないと、あなたは追っかけられてるというか、多重債務があるんでどうでしょうか、相談に乗りませんかというようなことは、ちょっとこれはできない条件ではないかというように思っております。

そんなことのまた情報があって、相談をしたいということであれば、また第三者を通じて行政の方に相談いただければ、いろいろな形でもって善処することができないんじゃないかと、こう考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

確かにおっしゃられるとおりだと私も思っておりますけども、今の個人情報の関係があって、なかなか入っていきにくい面もあるんですけども、ただ、なぜそこまできょう質問してるかと言いますと最悪の事態を招いてほしくない。以前もどなたか質問されてました自殺だとか、そういった問題に発展しないためにも周りで気づいてあげられれば、もっとほかの形で救ってあげられたんじゃないかなかったか。そういうようなことを考えますと、なるべくアンテナを立てて、今人権の問題もありますけども、そういったものに微妙なんですけども、救済をしていくという姿勢で望んでいただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、災害対策の方に移らせていただきます。

なぜマンホール型のトイレを設置していただきたいというふうに考えたかと言いますと、阪神・淡路大震災や、新潟県中越地震において、避難所でトイレ使用が困難になる事態が多く発生し、そのことによってトイレを我慢したり、水分の摂取を控え体調を悪くしたり、エコノミー症候群と思われる症状で、命を落とすケースもあったというふうに伝えられております。

そこで人口が密集している地域に関しては、仮設トイレの確保というのが非常に大事であると。そこで各避難所において利用する被災者の数や必要なトイレの数を想定した仮設トイレの確保ということ、どのように考えておられるのか。また、考えているのであれば、今の備蓄数とか対応策というものを、今どのように考えておられるか確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えいたします。

仮設トイレの重要性につきましては、先ほど市長が答弁申し上げたとおりでございます。

まず通常、私どもの方の備蓄の中では、いわゆる水が断水いたしまして、水洗便所が使えなくなったことを想定した中での、いわゆる簡易的な便器に便等を収容できる、そういう簡易のものを備蓄をいたしておりますし、また、さらに仮設トイレといたしましては、イベント等で使われます、ああいうくみ置き式のものにつきましては、いわゆる協力業者等と契約する中で、導入も考えております。

今ほどご提案のございました、いわゆる公共下水道のマンホールを利用した災害用トイレということにつきましては、私どもも情報を把握しておりまして、既設のものを利用できるという中で、これは公共下水道が完備されている地区に限定されますが、特にこれは市街地でございますので、非常に有意義であるというふうに承知しております。我々が今考えておりますのは、当糸魚川市の場合は大都市に比べまして人口密度もそれほど多くないわけでございますので、既設のいわゆるマンホール等を利用する中で、これは有効なものになるというふうに考えております。新たなマンホールをつくらなくても対応できるものと考え、活用方法をさらに進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

まさしく本当に市街地、密集地に限って結構ですので、そういった取り組みをぜひやっていただきたいなと思います。

次、自主防災組織の充実なんですけども、たびたび一般質問の中でも防災リーダーという言葉が出てきておるんですけども、市として防災リーダーの定義というか、要件というか、それをちょっと確認させていただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

防災リーダーの件につきましては、先般の一般質問で五十嵐哲夫議員さんからもお尋ねがあったわけですが、一定の講習資格を受けた中で、民間の方々から地域の住民の方々の避難誘導等々、リーダーとなっただけの役割を担っただけの方でございます。非常に期待が大なものでございます。

ただ、私どもが申し上げておりますのは、いわゆるそれほど公式なものでもなく、いわゆる地域コミュニティを大切にいただいた中で、地域の方々がいざ災害時に、烏合の衆にならないように取りまとめいただければ、それが有資格とか何とかということじゃなく、地域の自治会の区長さんでも結構なわけですが、そして地域の住民の方々も、そのトップの方との意思を統一する中で、日ごろ訓練をする中で、うちの地区はこの仲間できこうやと。こういう烏合の衆にならない組織形態をおつくりいただければ、あえてこういった資格を有したものでなきゃならんとい

うことではないと私は考えておりますので、そういう意味からして地域コミュニティの中での、それぞれ自主的な組織づくりというものを我々も働きかけますし、地域の皆さん方からもおつくりいただきたい、こう願っているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

そうですね。防災リーダーの必要性は、私もそのとおりだと思っております。

ちょっと紹介させていただきますが、昨年、政務調査で訪問した、五十嵐哲夫議員もおっしゃっていましたが、東京都の大島町では、災害が発生したときに消防団員の指示が絶対的で、意見、反論が許されないというぐらい的確だそうです。離島であることから消防署と呼ばれるものがなく、生命を守ってくれるのは消防団しかないということが、身にしみてわかっているそうです。災害時には、町長や警察官よりも指揮権限が消防団にあるということです。

さらに興味深いことは、大島町の自治会の班長なんですけども、地区住民の細かい世帯状況の名簿を持っているという点です。自主防災組織が20年の歴史があることから、各班に名簿が出せるということです。そして独居老人の家は見た目で見えるようになっている。防犯上問題はあるんですけども、小さな島のために地区住民が普段から顔を合わせており、不審者はすぐに見分けがつくというような状況だということです。

ここで注目したのが、いわゆる防災リーダー、ここは消防団員なんですけども、防災リーダーに担当地域の住民の状況がわかるように、一定の個人情報提供されているということでもあります。8日の五十嵐哲夫議員の一般質問に対して消防長の答弁にもありましたが、この生命を守ることを第一義として、マル秘扱いの防災リーダー用の名簿を作成するマニュアルとありますが、そういったものをつくってはどうかというふうに思うんですが、それは可能でしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

災害時の要援護者の実態把握というのは、これは非常に大切なものであります。はっきり申し上げまして、我々防災部門におきましては現時点では、市内の要援護者の正確な情報というものは持ち合わせておりません。

先般の市長答弁でもお話申し上げましたように、やはり市民の生命、身体、財産を守るという観点に立った場合には、やはりこれらの情報の入手ということも大切だろうと思っておりますので、いわゆるそれらの関係部局の皆さんの協力を仰ぐ中で、当然ご本人なり、あるいはご家族のご了解をいただかなければ、個人情報の観点もあるわけでございますから。

ただ、我々防災部門といたしましては、そういうご理解をいただく中で、私どもの方にそういう情報というものを共有化させていただけるのが、いざ災害時の要援護者の速やかな救援につながるものと、こう考えておりますし、今ほど言われておりますような自主防災組織にしる、消防団にしる、地域コミュニティにしる、やはり情報がなければ助けようがないわけでございますので、その

辺のところは、やっぱり関係者のご理解もいただきたいもんだと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今ほどの答弁で、関係者からご協力をいただきたいとあったんですが、じゃあそのように住んでる方に対して、こういう情報提供をくださいと言って動いて情報収集して、それを防災リーダーの方に渡すということで受けとめてよろしいんでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

私が今ほど申し上げた関係者のご理解というのは、資料づくりの関係者だけではなく、やはり当然、要援護者等が含まれる皆様方のご理解というものも大切かと思うわけでございますので、やはり個人情報というものを尊重する中で、いわゆる危機を乗り切るにはどうしたらいいかというのを、お互いに知恵を出し合っていきたいと、こういう意味合いでございますので、今、即お渡しできるとかどうとかというのは、ちょっと今ここでは難しいかと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

防災計画の中にあるのかどうかちょっとわかりませんが、そういった個人情報をある程度集めて、いわゆる行政が認めたというか、そういう防災リーダーに対しては、そういった情報はマル秘扱いで取っていただきたいなというふうに思うんですけども、市長、何かありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

我々は区長さん方とよく接する機会がございます。そういった中におきまして自主防災だとか、そういったとらえる中でやはり住民の情報収集をしたい、また、情報収集をしていただけないだろうかという中において、やはり個人情報の保護も重要な観点だということで、いろいろその配慮をしなくちゃいけない部分もあるということで、区長さん方がそういった形でお願ひに行くと、拒否をされる部分もあるということもございます。

その辺を考えますと今消防長が申し上げましたように、個人情報の保護というのは非常に難しい。これはもう法的に決められたわけでございますので、それをクリアしない限りは、私は難しいととらえております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

なかなか難しいというお話であります。そうであるならば、次の手ということじゃないんですけども、要援護者別支援マニュアルというものをぜひつくっていただいて、要はその人の障害だとか、外国人であれば英文の注意書きみたいなものなんですけども、非常に具体的になっておりまして、例えば聴覚障害の場合ですと、補聴器は常に手元に置くようにしてもらおうとか、補聴器等の専用電池は必ず予備を用意してもらおうとか、正確な情報を収集するために緊急連絡先表を近くに置いてもらおうとか、筆談用にメモを置いてもらおうとかという、いろんな障害の状況によってあるんですけども、細かいそういうルールづくりをしていただいて、そういう方がおられるようなところに配布をしていく。そういう要援護者別支援マニュアルというんですけども、岐阜県の方でそういう取り組みがされておりますので、ぜひ当市でもそういったものをつくって配布していただきたいと思うんですが、お考えをお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

間もなく配布できます新地域防災計画の中で、要援護者への確保に対する基本的な方策、方針につきましては、それぞれ在宅、あるいは施設、あるいはまた今おっしゃられましたような観光客とか外国人とか、こういう対応別に基本的な方針のものについてはうたわれております。

これらを肉づけるために、やはり実務的なものには、マニュアルというものになるかどうかは別にいたしましても、この地域防災計画に盛られた精神を具現化するための、いわゆる具体的な手順といいたいでしょうか、それらのものについては、当然つくらなければいけないと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

ぜひ、わかりやすいものをつくっていただきたいというふうに要望しておきます。

続きまして、自主防災組織に関してですが、当市の場合、防災組織があるところに限定ですけども、中心となるメンバーが毎年のように交代するとか、そういうような状況というのはありますでしょうか。大体役員というかメンバーになったときに、もう長期にわたってなっていたかのようなシステムになっているんでしょうか、お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

現在設立されております自主防災組織、それぞれ対応が異なります。今ご指摘のように、やはり町内会の区長さんが代表とおなりになっているところについては、その区の実情によっておかわり

になるところもあれば、行政役員とは別個になった中でご就任いただいて、いわゆる代表がかわらないと。それぞれ対応が違うわけですが、要は、その地区としてまとまっていた中で、そしていざというときには、この組織で動くんだよということを、それぞれその地区の方々のコンセンサスを得られる組織というものが、大切かと思うわけですが、でき得れば恒常化している方が望ましいわけですが、もしかかわらなきゃならない実情があるようであれば、それが引き継がれるような組織であることを期待したいもんであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

いろんな事情があるとは思いますが、やっぱり強い組織をつくるには、なるべくメンバーを固定化させて、役割分担をきちんと決める必要があるというふうに私は考えております。

既に幾つかの自主防災組織では、防災協力員によって地域の防災活動の重要な役割を担ってもらっているんですけども、そこで防災協力員の人数とか、教育訓練とか、そういった計画ですね、それはどのようなものがあるのか、また今後どういうふうにしていくのか、決まっていればお聞かせいただきたいんですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

自主防災組織の組織の中身、運営形態につきましては、全市画一的なものというのは、それは望ましい理想形かもしれませんが、今の段階では、そこまで私らは考えておりません。

先般の五十嵐哲夫議員さんのご質問にもお答え申し上げたんですが、まず今の現段階では組織率がまだ低いわけですので、それほど大上段に構えないで、地域の方々がいわゆる烏合の衆でない中で、地域住民がこの区長さんなら、この隊長ならばついていこうと、こういうコンセンサスづくりができるような、まず柔らかい組織づくりの中から取り組んでいただければと、こう思っているわけですが。

ご質問にあります協力員につきましても、それぞれの自主防災組織の規模によりまして、人数等も違っておるわけですので、それほど我々は今役割分担まで画一的なものまでは求めてなく、まずは組織化の方について、働きかけに力を入れてるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今の現状を聞くと、質問ではいろいろ自主防災組織に対して、いろんな備品類とかもそろえていただきたいというふうに言おうと思ったんですが、じゃあまず組織をきちんと構築された上で、画一的ではないかもしれませんが、そういった団体にはそういう初期消火をしていただくための備品類というものを充実させていただきたいんですけども。最終的には標準化ですよ、その組織

には、こういったものをそろえてもらうというようなことを考えて、計画的に推進していただきたいなというふうに思っております。

さらに災害に関しては昼夜問わず起こり得るもので、地域の防災訓練に対して、先ほども出てきましたけども自主防災組織、または防災リーダーとしての研修というんですか、訓練というんですか、そういう計画、取り組みというのあれば、教えていただきたいんですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

今のそういった訓練等につきましては、また消防長からご答弁させていただきますが、今、自主防災組織の設立等に関してのご質問をいただいているんですが、これはやはり住民の方々と一体となってつくっていかなくちゃいけない問題でございます。

そんなようなことを考えますと、全市に一気にこういう組織ができればいいんですが、なかなか私はできない状況があるんだろうと思っております。しかし、じゃあさすれば災害が起きたときどうするんだということを言われるわけでございますが、しかし私は各地ではいろいろ今まで古い歴史の中において、こういったことに対処してきた組織というのがあるわけでございます。それは地域の区長さん方を中心にしてやっておりますし、区長さんがやはり地域で一番信頼のある方が、その地域を取りまとめているわけでありまして。

そういう中で災害が起きたときには、そういった役職もみんなその地域の中では確立されている部分もあるわけでありまして、私はそういったところがもう改めて、自主防災組織というものも必要かもしれませんが、そういったことがなくても、そういった対応ができるコミュニケーションがとれているところも結構あるわけでありまして、そういったところを中心にしながら、これから広げていきたいわけでございますので、一律的に、早急に、すぐそういったことでもって立ち上げるのは、いかがかなと思っております。今あるそういった組織を大切にしながら、また画一的にならないでも災害時に対応できればいい。

そして今難しいのは、対処のいろんな責任という部分について、どういう対応をするかということになってきますと、責任者というのは大変なご苦労があるわけでありまして、それを今あるいろんなものを消防団の上に、さらにまたそういった組織というものをつくっていくのはいかがかなと思っております。

当然そういった各区長さん方と、そしてまた消防団とそういう話を詰めながら、自分たちの地域は、どのような災害対応をしていけばいいかということも論議をする上で、自主防災組織というのは必要だということになれば、そのときに立ち上げていただきたいなと思うわけでありまして。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

既に立ち上げていただいている自主防災組織、あるいは自主防災組織の名前がなくても、自治会

として災害対策を考えておられる地区の皆さん方につきまして、私どもの方としましては訓練とい
いますよりも、まず防災行政当局の方が地区の皆様方に何を期待しておるのか。まずは初期の段階
でこういう働きをしていただきたい。特に先般からお話がありますような、まずその災害の発生時
点におけるところの住民方の人数把握といいたいまいしょうか、こういうようなものとかから、あるいは
避難所への引率と。こういう形で、まず我々行政が駆けつける前に、初期の段階で取り組んでいた
だけの内容、これを日ごろの日常の中で、あるいは機会を見つけた中で、訓練をしていただきたい
ということ、自治会あるいは自主防災組織の皆様方に、お願いをしてるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

今ほどもいろいろ答弁をいただいとるんですけども、やはりちょっと心配しているのは、自主防
災組織があるところは非常にいいと思うんですけど、ないところ。あともう1つは、つくりたくて
もつけれないような集落であったりする場合ですよね。そういったときの対応を、どういうふう
に考えていくのか。

私がちょっと考えたのは、そこに住んでおられる方に障害があれば、その障害状況を説明できる
カードみたいなものを常に持っていただくとか、何かそういうふうを考えておったんですけども、
そういうつくりたくてもつけれないような地域に関しては、どのようにお考えになっておるのか、
そこだけ確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

災害発生時の対応につきましては、まず自主防災組織オンリーではございません。当然、私ども
行政も、あるいは先ほどからお話がありますような消防団にいたしましても、あらゆる関係機関に
つきまして救援といいたいまいしょうか、対応を行うわけでございます。

ただ、いわゆる初期の段階で、地域コミュニティの方から第一歩の手助けが非常に効率的であり、
かつ被災者の二次災害等々が防げるという観点からお願いしているものでございますから、ないか
ら全くここは孤立無援の地域だというふうには考えておりません。

地域防災計画の中におきましてもいわゆるいろんな団体、民生委員、あるいは社会福祉協議会、
民間ボランティア等々うたわれておりまして、そういういろんな機関の中から当然そういう。組織
があっても中山間地域の方で、非常に家と家との間が離れているところもあるわけでございますか
ら、もう組織そのものじゃなく、個人個人で対応しなきゃならない地区もあるわけでございますか
ら、そういうところについても常に我々は情報を把握しておく中で、一番適切な機関が災害発生時
に駆けつけたいと、こういう思っているわけですので、自主防災組織がないから、ほかはできない
んだということじゃないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

2番（保坂 悟君）

確かにいろんな事情があって、難しい面もあるかと思いますが、状況把握を常日ごろからしておいていただいて、また先ほども言った要支援者別みたいなマニュアルを定期的に喚起を促していただいて、おっしゃられたとおり自分の命は自分で守るというものを徹底、推進していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、保坂議員の質問が終わりました。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時29分 延会

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員